

平成27年第4回波佐見町議会定例会会議録

平成27年第4回波佐見町議会定例会（第1日目）は、平成27年12月8日日本町役場議場に招集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
10番	松添一道	11番	大久保進
12番	中村與弘	13番	松尾幸光
14番	川田保則		

2. 欠席議員は次のとおりである。

9番	松尾道代
----	------

3. 書記は次のとおりである。

議会事務局長	山田清	書記	樋口晶子
--------	-----	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	村川浩記	商工振興課長	前川芳徳
企画財政課長	楠本和弘	税務課長	岳邊忠彦
住民福祉課長	山口博道	健康推進課長	河野政幸
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長義之	建設課長	吉田耕治
水道課長	堀池浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈三恵子
教育長	岩永聖哉	教育次長	平野英延
給食センター所長	中村和彦	総務課行政担当係長	林田孝行

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（川田保則君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 太田一彦議員、10番 松添一道議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（川田保則君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月11日までの4日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月11日までの4日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（川田保則君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本日ここに平成27年第4回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ことしも一年を通してさまざまな行事やイベント等が盛んに行われてきましたが、特に波佐見陶器まつりでは過去最高の30万9,000人の人出でにぎわい、付近の道路において渋滞を来し、今後の駐車場確保が喫緊の課題となりました。また、陶芸の館、西ノ原周辺、温泉施設湯治楼、それにホテルブリスヴィラ波佐見においては一年を通じて多くの観光客でにぎわいを見せたことは、「来なっせ100万人」に着実に近づいているあかしであり、さらなる交流人口の拡大を目指し推進してまいります。

そのほか、中尾の桜陶祭、鬼木の棚田まつりや各地域で開催のイベント、それに2年に一度の健康づくり町民大運動会等、いずれも盛会裏に終了しましたことは、関係皆様方の積極的な御理解と御協力、さらには町民皆さんの連帯意識の向上と地域づくりに寄せる熱い思い

によるものと、深く敬意を表しますとともに心から感謝を申し上げる次第であります。

また、ことしはマスコットキャラクターはちやまるがデビューし、各イベントや保育園、幼稚園の運動会などで人気を博し、子供から大人に至るまで癒やしや夢を与え、本町活性化に大いに貢献しました。来年もさらなる活躍を期待するものであります。

そのような中、10月31日から1カ月間、九州の公共施設では初めての催しと言われるプロジェクションマッピング波佐見「光絵付」の上映を行い、期間中5,400人の来場があり、波佐見町の知名度向上に大いに貢献できたものと思っております。

町営工業団地への企業誘致につきましては、待望しておりました自動車関連企業である昭和金属工業株式会社の立地が決定し、現在、来年4月操業に向けて工場建屋の建設が着々と進んでおり、雇用についても去る11月15日に総合文化会館において説明会が開催されたところであります。残りの用地についても、引き続き優良企業の誘致に努め、雇用の確保に取り組んでまいります。

なお、本年度事業であります町道整備事業、西ノ原土地区画整理事業、上水道管布設替事業、公共下水道事業等につきましてはいずれも順調に進んでおり、平成23年度から整備を進めてまいりました町営住宅鹿山団地建替事業につきましては12月で完了することになります。

さて、国においては臨時国会の開催を見送り、明けて早々1月4日に通常国会を招集し、補正予算を提出することで進んでいるようではありますが、今後はT P Pの大筋合意を踏まえた国内農業対策や一億総活躍社会の実現に向けた地方創生対策等の補正予算の編成に本格的に着手することとなりますので、その動向を的確に捉え、必要に応じて補正予算を組むなどして本町の活性化に取り組んでまいります。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第73号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）は、今回1億4,600万円を追加し、補正後の予算の総額を61億1,800万円といたしております。補正の主なものは、歳入では、特別交付税の交付見込み額、国県支出金では交付決定等に伴い障害者自立支援給付費、担い手農地集積事業費、公共土木施設災害復旧費等の増額及び公営住宅長寿命化事業の減額、町債では臨時財政対策債、災害復旧事業費の増額、公営住宅建設事業債の減額等が主なものです。歳出では、障害者自立支援事業費、農地集約協力事業補助金、河川災害復旧事業費、農村環境改善センター補修費、国保会計操出金等の増額及び公営住宅長寿命化事業の減額等が主なものです。なお、中小企業振興資金貸付金預託金の増額も行っております。そ

の他、実績見込みにあわせて必要な補正を行っております。

議案第74号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、今回1,809万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を20億5,410万9,000円といたしております。補正の主なものは、歳入では保険基盤安定保険者支援分等の一般会計からの繰入金及び診療報酬返納金等を計上し、歳出では保険給付費及び予備費の増額であります。

議案第75号 平成27年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、今回158万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を1億5,048万2,000円といたしております。歳入では一般会計からの保険基盤安定繰入金の増額、及び歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものであります。

議案第76号 波佐見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に基づき、個人番号の利活用が開始されることから本条例を制定するものであります。

議案第77号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例については、下水道法施行令の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第78号 長崎県市町村行政不服審査会の共同設置については、県内市町と18団体が規約を定め共同設置することといたしましたので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で提案要旨の説明を終わりますが、詳細については御審議の折に説明いたしますので、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第4 27請願第1号

○議長（川田保則君）

日程第4. 27請願第1号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願を議題とします。

付託しておりました総務文教委員会から審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（古川千秋君）

平成27年10月7日

波佐見町議会

議長 川 田 保 則 様

総務文教委員会

委員長 古 川 千 秋

委員会報告書

本委員会に付託された事件は次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

整理番号、27請願第1号。

付託年月日、平成27年9月10日。

件名、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。

審査の結果、採択であります。

別紙をお願いいたします。

付託事件審査報告書。

さきに総務文教委員会に付託されておりました27請願第1号 未来を担う子どもたちの義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願について、審査結果の報告をいたします。

本請願は平成27年第3回波佐見町議会定例会の第1日目、9月10日の本会議において総務文教委員会に付託されたものであります。

請願の趣旨としては、教育の機会均等と教育水準の維持、向上を図るため、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持し、少数学級などの定数改善を図り、必要な財源が将来にわたり確実に確保されることを願われている内容のものであります。

平成27年10月6日に委員会を開き、請願者である波佐見町の教育を考える会、会長谷添岩男氏と紹介議員の松添一道氏に出席を願い、審査を行いました。その中で、義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に変わったのはいつか。また、なぜそのようなことになったのかという質疑に対し、平成19年度から3分の1になった。その背景として当時の小泉内閣時代の三位一体改革でほかの予算とともに義務教育費も削られた。そのときは地方六団体もかなりの抵抗を行った経緯がある。政府は減額した分を地方交付税で県に交付するということがあったが、県の裁量に任されており、実態としては減額になったままであるという答弁

でありました。さらに大都市と地方の教育格差をなくし、子どもたちが均等に教育を受けられるようにしてもらいたいという考えでありました。

現在の地方教育の現状に鑑み、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（川田保則君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから27請願第1号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願を採決します。

本案に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、27請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第5 27請願第2号

○議長（川田保則君）

日程第5. 27請願第2号 宿郷新興住宅地内道路の町道認定についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました27請願第2号 宿郷新興住宅地内道路の町道認定については、産業厚生委員会に付託し、閉会中の継続審査としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、27請願第2号については、産業厚生委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。10時35分より再開します。

午前10時19分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 町政に対する一般質問

○議長（川田保則君）

日程第6. 町政に対する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 古川千秋議員。

○4番（古川千秋君）

現在、大半の各自治体は国から地方創生の地方版総合戦略を来年3月までに策定するよう要請を受け、日々スケジュールに追われている状況ではないでしょうか。今回の地方創生は、地域の雇用をつくり人口を維持するなど、人口問題が本質とされていますが、自治体自らが知恵を絞り、自らの足で立つという強い気持ちが地方創生の鍵と言われ、特にやる気のある人材を育てることが最も大切であるとされています。また、人口減少社会を迎えた中で、財政健全化は全自治体の共通課題であり、今後重要となる道路を含めた公共施設の老朽化対策などで中長期を見据えた自治体の経営戦略が求められていると言われております。

それでは、通告しておりました健康寿命を延ばす健康づくり運動と本町農業の成長産業化への取り組みについて、町長の所信をお伺いいたします。

まず、1点目の健康づくりについてであります。

この件につきましては、24年の第2回6月定例議会でも質問をしたところでもあります。先般、国においてはトップアスリートの強化と超高齢化社会を見据えた健康づくりを推進するため、10月1日スポーツ庁を発足し、初代長官にソウル五輪金メダリストの鈴木大地氏が就任されました。

また、さまざまな医療保険事業者に対し、平成30年度から健康づくりを競わせる制度を導入する計画を明らかにいたしました。現在、市町村が運営する国民健康保険事業も、成績がよい国保事業には国から財政支援を手厚くする保険者努力支援制度が創設され、来年度から実施される見通しとなりました。

このような背景から、高齢化が進行する中であって健康寿命を延ばし、医療、介護費の抑制はもとより、幸福で豊かな生活を営み、充実した人生を送るため、来年10月、本県で開催される全国健康福祉祭ねりんピック長崎2016を契機に、本町でも健康ポイント制度などを設けた健康づくり運動に取り組む考えはないか、お伺いいたします。

次に、2点目は本町農業の成長産業への取り組みについてであります。

御承知のように、国はT P P交渉の大筋合意を受け、先月25日、総合的なT P P関連政策大綱を決定いたしました。大綱の農業分野での対策は、農政新時代に向けて競争力の強化と農業の大規模化や輸出促進などに重点が置かれ、本町農家の大半は稲作を主とする兼業では国が示した対策からはほど遠い内容でありました。

このような中、本町の農業は年々農業者の高齢化と後継者不足が深刻する状況にあります。平成29年度からは田ノ頭、川内にまたがる駄野地区で新たな農業を目指す農業基盤整備の再整備が始まろうとしておりますが、野々川、永尾、鬼木、金屋、川内の東地区の中山間地域はもとより、平たん地域においても共通の課題を抱えております。

農業を活性化し、収益性を高め、将来に望みが持てるよう本町農業を成長産業に導くために、次の2項目についてお伺いするものであります。

1項目めは、県立農業大学校への入校奨励と地元農業就労後の学費等の助成についてであります。

御承知のように農業大学校の学費としては、大学校は学費としては発生はいたしません、各種資格取得として年間約30万、寮費約48万、作業着などの被服費として約7万の経費が必要とされています。

2項目は、地域農業を支えるため、町独自の農業支援制度の創設と拡充についてであります。

まず、一つ目は新規就農者への農地や農業機械の貸付あっせん制度などで、二つ目は園芸ハウスなどの施設整備や機械購入、暗渠排水対策や畦畔整備などの基盤整備への支援強化、それから三つ目は6次産業化商品の販路拡大活動と棚田米のブランド化に向けた支援であり

ます。四つ目は、今から自立を目指す農事組合法人などの育成と指導及び営農に対する指導体制の強化であります。

以上、壇上からは質問を終わりますが、後は発言席から再質問をさせていただきます。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 古川議員の御質問にお答えいたします。

健康寿命を延ばし充実した人生を送るための健康づくり運動の推進について。

現在、市町村が運営する国民健康保険事業も、成績がよい国保には国からの財政支援を厚くする保険者努力支援制度が創設され、28年度から実施される見通しであります。28年度開催される全国健康福祉祭ねんりんピック長崎2016を契機に、ポイント制度を設けた健康づくり運動に取り組む考えはないかとの御質問ですが。

平成30年度から新たな国保制度で創設する保険者努力支援制度は、国保の財政基盤を強化するための医療費適正化などの保険者努力を促すもので、厚生労働省は都道府県、市町村で異なる取り組みに分け、それぞれの客観的な指標に基づき支援金を点数化して配分する方針を打ち出しています。

交付額の算定は各自治体に設定する基礎点をベースに努力指標ごとの取り組みを点数化して加算するもので、被保険者数に応じて支援金を配分する方向で調整が行われています。保険者の努力をはかる評価項目として、特定健診保健指導の実施率、ジェネリック医薬品の使用割合、収納率向上の取り組み、糖尿病等の重症化予防に関する取り組みなど8指標が提示され、年内に一定の方向性が示されることとなっています。

保険者努力支援制度については平成30年度からの実施となり、平成28年度からは従来市町村へ交付されている特別調整交付金に反映させることが検討されていて、実施までに時間が少なく、共通指標全てを採用するのは困難との見方も出されています。

本町の現状では、ジェネリック医薬品の使用割合、収納率向上の取り組みについては県内1位にあり、加算されると考えられますが、特定健診保健指導の実施率、糖尿病等の重症化予防に関する取り組みについては若干評価は低くなると考えています。

また、ほかの指標として、特定健診以外の健診実施等の取り組み、加入者に対する予防健康づくりの取り組み、データヘルス計画の実施、適正受診、適正服薬の実施状況が提示され、

これらについても重点的に対応を行う必要があると考えているところです。

次に、高齢化が進む中、健康寿命を延ばし、医療費の抑制はもとより幸福で豊かな生活を営み、充実した人生を送るため、ポイント制などを設けた健康づくり運動に取り組む考えはないかとの御質問ですが。

健康寿命とは、健康の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間です。健康寿命の延伸は、政府が策定した健康日本21、第二次ですけれども、町が今年度策定を進めています健康波佐見21、これも第二次の中心課題となっています。平均寿命と健康寿命との差は、平成25年度で、男性約9歳、女性で約13歳です。今後平均寿命の延伸に伴い、健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付費を多く消費する期間が増大することになります。平均寿命と健康寿命の差を縮小することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障費負担の軽減も期待できます。

健康寿命の延伸には、その人に合った持続可能で多彩な健康づくりが求められています。中でも予防健康づくりに取り組む被保険者に対してポイントを付与し、健康グッズ等と交換できるようにするなど、既にインセンティブを提供する取り組みが一部の市町村で保健事業として実施されています。今般の医療保険制度改革でもインセンティブを提供する取り組みは保険者の努力義務として位置づけられているところです。

本町は今年度から特定健診継続受診者への商品券提供を実施していますが、今後は特定健診受診以外の健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援として、ポイント制による健康づくり事業への取り組みについても検討してまいります。

次に、本町農業の成長産業化への取り組みについて。

国はT P P交渉の大筋合意を受け、総合的なT P P関連政策大綱を決定した。これからの農政新時代に向け、競争力の強化と農業の大規模化、輸出促進などに重点が置かれた。本町農業を成長産業化へと導くため、県立農業大学校への入校奨励と地元農業就労後の学費等の助成についての御質問ですが。

議員お説のように、数年に及ぶT P P交渉は10月上旬、米国アトランタにおいて12カ国の閣僚会合でようやく大筋合意に至りましたが、これを受け、政府では生産現場などからの早急な対策を示すべきとの不安の声に対応するため、このほど総合的なT P P関連政策大綱が決定されました。とりわけ農業対策においては攻めと守りの2本柱を掲げ、攻めの対策では担い手の育成支援や輸出拡大、農地の基盤整備などで、T P P発行に備えて今年度補正予算

や来年度当初予算に反映される方針であり、一方、守りの対策としては、主要5品目への影響が懸念される中でそれぞれに経営安定対策の強化などが盛り込まれていますが、TPP発行が2年程度かかると見られており、基本的にはこれらの対策が実行されるのは発行後となる見込みであります。今後は、このたびの政策大綱に掲げられた各施策が真に現場の不安と懸念を払拭し、将来への意欲を後押しするものになるよう期待するものであります。

また、本町におきましても高齢化や担い手不足の課題を抱えながらも、集落営農組織の法人化や農地中間管理事業による農地集積、農地基盤整備事業計画など将来に向けた持続的な農業展開を見据えた施策を講じているところです。

そこで、県立農業大学校への入校奨励や卒業後に本町への就農者に対する助成制度を考えるとどうかとの御質問でございますが。

本町では平成24年度から国庫事業の青年就農給付金事業を活用し、新規就農者の確保に努めているところです。この給付金事業には経営開始型と準備型の二つのメニューがありますが、本町で取り込んでいるのは経営開始型で、就農時の不安定な所得を補填するものですが、一方、準備型については農業大学校や先進農業法人等で長期間の研修を受ける場合に給付される制度となっています。

議員御提案の入校奨励制度や地元就農助成制度は後継者不足の現状から有効な施策であると考えますが、人材確保の前提には、まず魅力ある農業経営の環境づくりが不可欠であり、前述しました各種施策を講じながら、若者が夢を持てる魅力ある農業農村環境の整備に努めてまいります。

次に、地域農業を支えるための町独自の支援制度の創設拡充ができないかと、四つの項目についての御質問でございますが。

まず1点目は、新規就農者への農地貸し付けや農業機械の貸付あっせんについてですが、特に町外からの新規就農者を想定されていると思いますが、農地の貸し付けについては農業委員会や農地中間管理機構などが保有する農地情報の提供やあっせんは可能であろうと考えますが、農業機械の貸付あっせんについては集落営農組織や農家などの実情等に配慮する必要がありますが、現場でのあっせんは難しいのではと判断します。しかしながら、農業経営に意欲のある若い人材を確保するためには、町内外を問わず広く門戸を開く必要がありますので、それらの受け入れ態勢の整備や支援策などについても、今後本町の農業振興施策との整合性に配慮しながら検討してまいります。

次に、園芸ハウスなど施設整備や機械購入、基盤整備などへの支援についてですが、アスパラなどのハウス施設の整備や農業機械の購入については、国や県の補助事業を活用して、農業の近代化や生産性の向上、農家経営の安定を図っているところです。しかし、これらの補助事業の採択には認定農業者や集落営農組織などの担い手であることが要件であり、全ての農業者が該当するものではありません。今後の農業は担い手への農地集積がさらに進展していくことが想定されますので、それらの支援制度を効果的に活用できる人材や組織に委ねていくことも一つの方策ではないかと考えます。

一方、基盤整備については、小規模農林事業のメニューの中に水田の暗渠排水整備や用排水路の整備などがありますが、いずれの事業においても採択基準や補助率を定めており、必要な予算計上をしているところです。

次に、6次産業化商品の販路拡大活動と棚田米のブランド化についてですが、本町では昨年度から地域おこし協力隊を中心に新たな農産加工品の発掘やブランド化に向けた取り組みを推進しており、販路拡大に向けても波佐見マルシェや直売所、各種イベント会場などを活用し、地産地消の実現と商品の認知、定着に取り組んでいるところですが、まだまだ大きな販路開拓には至っておりませんので、さらに関係機関との連携を強化し、取り組んでまいります。

また、棚田米のブランド化については、現在、鬼木地区におきまして美しい農村再生支援事業という国の事業を進めておりますが、その事業の中のソフト事業として、地元農産物のブランド化や新商品の開発なども専門家に委託し、他産地との差別化と地域特産品をコンセプトに検討を進めているところです。

次に、農事法人等の育成指導と営農指導体制の強化についてですが、集落営農組織の法人化については、現在五つの組織が法人化され、残りの4集落についても法人化に向けて鋭意協議を進めていただいております。特に法人化された組織に対しては会計処理や税対策等について税理士などの専門家を招聘し、定期的な研修会や県の法人設立支援スペシャリスト派遣事業を活用して、より高度な研修会なども開催し、法人組織の育成支援に取り組んでおり、また営農指導体制については、毎月開催する農業振興会幹事会を通して、県の農業経営専門官やJA指導員などと連携し、水稻栽培現地検討会や麦・大豆栽培講習会などを開催し、栽培技術や生産性の向上に努めています。しかしながら、農業経営には自然相手の事業でもあり、天候や病害虫にも左右されることがあり、必要に応じて防災無線放送などで農作物の管

理徹底の周知を図っているところです。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

健康づくりについてはポイント制を含めて検討するというふうなことでありますが、御承知のように、もう既に波佐見町も高齢化が毎年進行しておりますし、社会保障費に対する、特に医療介護に対する経費というのは年々膨らんでいるところであります。

そういうような中において、やはり健康づくりというのは最も大事じゃないかと思っております。先ほどの答弁にありましたように、一応本町でも個々の健康づくりに対しては、今、商品券といいますか、そういうふうなものがやられたり、いろいろされておりますが、私の今回の質問で申し上げているのは、やはり健康づくりに一人に一つの目標を持たせるというふうなことが一番大事じゃなかろうかというふうなことで今回取り上げてもおるわけであります。

他自治体でも、今年度も50自治体が国が支援するこの健康づくりの制度に手を挙げておられるようです。そういうふうなことで、やはりこのポイント制につきましても、要するに単なる運動をするだけじゃなくて、特定健診を受けたり、町の健康づくりの講習会とか、いろいろなそういうふうなものにも参加することによってポイントをずっとついてくるというふうなことでもありますので、幅広くこのポイント制というのは活用できるわけです。

さて、このポイントを稼いだものを、極端に言えば、先ほどありましたように商品券であるとか、体脂肪計とか、いろいろなものに行政のほうから与えられているというふうなこともあります。例えば、小学校、中学校、保育園、幼稚園、このポイントを小学校、中学校に寄附することによって、子供たちの教育費に役立ててもらおうというふうないろいろな取り組みが全国であっております。

本町で実際やられているものと、今後そのポイント制を導入するとすれば、早急に取り組めないといえますか、そういうふうなものを含めて、もしお考えが、ポイントはできれば早く採用していただきたいんですけども、取り入れていただきたいんですけども、その辺が検討するというふうなことで、前回も検討しますというふうなことでやったんですけども、なかなか先さん進まないということから、何がちゅうちょされているのか、その辺の問題点があらればお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

ポイント制についてどのようなものが問題になってくるかということでございます。

まず、事業をする分については、国保で健康づくり事業をしたり、介護で予防事業をしたり、一般のほうで健康づくりの事業をやったりというところで事業を進めているわけなんですけれども、それをどのようにして点数化していくかというのが、それを確認するとか、そういう作業をするのに、やはり体制的になかなか難しいという面がございます。

それをほかの自治体のほうはどのように処理をされているのか、一応、私たちも少しずつ検討させていただいております。ほとんどの自治体については、チェックをするのじゃなくて、どちらかという住民皆さんの参加するのに対して、もう信頼してポイントを付与しているというケースがほとんどでございます。それを厳しくチェックするとかなんとかというものではなくて、それについてポイントを付与しているみたいです。健診とか、そういうものについてはある程度こちらでチェックできるので、その分についてはポイント制は確実にできていくと思いますけれども、いろいろなウオーキングとか、さまざまな事業についてポイント制を今後それは考えていきたいと考えております。

そのものでどのような形が一番皆さんにも納得してポイントを付与していけるかというのを現在検討しているつもりでございます。できれば今年度中にその方向性を示しながら、次年度にはできればポイント制を始めてみたいという考えはございます。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

年度中にその取り組みする方法を検討するということではありますが、やはりそれぞれの自治体でこのポイント制については内容が異なっております。10ポイントを1円に例えてされているところもありますし、お金じゃなくて、商品券じゃなくて、先ほど申しますように、ある自治体ではそのポイントを一定のものに例えて、それを子供たちに送るとか、そういうふうなこともされております。そういうふうなことと、やはり最近盛んにされておりますそのウオーキングとか、そういうふうな万歩計を登録して、そしてそういうふうなものを行政の機関のほうで年に1回チェックをして、その何万ポイントで何ポイント付与するとか、い

ろいろな取り組みをされておるわけですので、ぜひ早急にそういうふうなものを検討されて、大きな金額が要るわけではありませんで、伴うものではありませんので、やはり個々人の健康を維持増進させる一つの制度でございますので、ぜひ早急に28年度からは、一遍に全ていきませんけれども、何かから一つ取り組んでいくというふうなことが大事かと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

そういうふうな中におきまして、現在、本町ではジェネリックは県下でも進んでいるというところでございますが、あとの特定健診あたりも今どんどん進められているところでございますが、現在の状況からして、このポイント制あたりを組むことによって、こういうふうな健診関係も進むものということで考えられますが、担当課としてはどのように取られておりますか。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

特定健診の受診率のほうですけれども、今年度からインセンティブということで、継続受診者に対して商品券を贈呈しております。一応、前期として8月分までの実績について11月に商品券のほうをお渡しをしております。反応はよかったですけれども、一応、宣伝をした割にはまだ受診率自体は、全体的に受診率は伸びてないと。一番あるのが、どうしても新規の受診者、今まで全然受診していないという方がやっぱり相当数おられます。そういう方々に受診をしてもらうという方法ですね。これはもうどこの保険者も苦労しているところで、健康だから受診しないとか、忙しいからとか、いろいろな理由で全く受診をされていない層というのがやっぱり存在します。そういう方々にどういうふうな方法で健診をしてもらうかということちょっと考えております。

今年度、その特定健診の受診ではございませんけれども、県内の病院に受診をされている方について、国保連合会の事業として、県内の医療機関でそういう受診履歴があられる方は、そのデータを活用して特定健診の受診にかえることができるというような制度が11月から始まりました。県内では加入しているのがまだ4市町しか加入していないんですけれども、本町としては、例えば佐世保市で受診されている方というののデータも今回拾えるようになったということで、その分について周知を図っていきたいと思っております。

今後、波佐見のほうは、佐賀県の医療機関に受診される方も結構多うございます。尋ねる

と、もともとの行っている病院が町内にないと、嬉野の病院に通っているとか、そういうふうなケースについては、県外の医療機関でもそういうデータがとれるような体制がもう28年度から始まるということで、それについては積極的に本町のほうも参加して、できるだけ特定健診の実施率自体を上げる方策にしたいと考えております。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

町長の説明もありましたけれども、ことしの町民運動会でもちょっとプログラム表に載ってありましたように、長崎県の健康寿命、男性の健康寿命は69歳、47都道府県のうち45位なんですよね。それから女性の方が73.05歳ですか。それは全国、女性の場合が39位ということで、非常にこの健康寿命というのは全国的に長崎県は低い。波佐見町がどうなのかということとはちょっと私もわかりませんが。

そういうふうな面からしても、ぜひこれを1歳でも上げていくと、健康寿命を上げていくという取り組みをぜひ必要だと思いますし、ぜひこの行政の財政にも直結してくるわけですので、この健康づくりというものには、健診も大切なんですけれども、健康なときにこういうふうなものに取り組んでいくという一つの仕向け方が行政の一つの役割だと思いますので、このポイント制を、目標を持たせた健康づくりにぜひ28年度から取り組んでいただくというふうなことで希望したいと思っております。

それで、農業のほうでありますけれども、先ほど1点目の農業大学校の話が答弁していただきましたが、それにつきましても、農業大学校は基本的に本町でも普通科を出て農業大学校に2年行って、いろいろな農業の分野に携わってこられたという過去のこともございます。できれば本町の波佐見高校、地元の波佐見高校あたりに農学部なつとが、農学科のようなものができればいいんですけども、そういうふうなものをできるということは非常になかなか時間がかかるし、難しい問題であります。ぜひ、この波佐見町のほうで後継者を一人でも二人でもつくっていくという考え方に取り組んでいけば、普通科からでも県立農業大学校のほうに入校を奨励するというふうなことの取り組みというのは私は非常に大事じゃないかなと思っております。

特に農業が盛んな南高あたりでは自治体がこの大学校への奨励なんかをしております。そういうふうなことも考えれば、本町の場合は中山間地を含めてこの平たん地でも後継者が

やはり今、法人化されておりますが、この法人化を担っている人たちももう60代、70代ですね。しかし、この若い人たちが出てこないもんですから、農業がなかなか先さん進もうとしないわけです。

そういうふうな面でも、一人でも二人でも、1年に一人でもつくっていくというふうな施策として、この大学校について非常に入校させるのが一番近道かなと感じもいたします。その辺につきましてどのようにお考えでしょうか。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

若い人の就農ということでの御質問でございますが、町長が答弁しましたように、今現在は国の制度を使って青年就農給付金制度で若い人の掘り起こしをやっておるところです。現在6名の方がその制度を活用して就農されているというような状況でございます。

農業大学校のそういう奨励制度につきましては、今、本町がそういった制度はないわけですが、やはり、まずは町長が申しましたように、若い人が農業に魅力をどういうふうなことで感じていくか、それが前提にあるわけで、そういったことを、環境を整備をしながらやるのがまず先じゃなかろうかというようなことでも考えております。

それとあわせて、平成25年2月1日に本町独自の新規就農祝い金の交付要綱がつけられておりますけど、その制度を使った方が現在のところ今1名、新規就農の祝い金ということで、1人当たり10万円の給付金があるわけですけど、非農家であっても活用できるし、あるいは途中で離職をされて新しく農業を始める方にもそういった制度が活用されますけども、基本的には年齢が45歳以下という制度になっておりますので、そういったところがちょっと制限を受けるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

先ほどから、こういうふうな専門学校に入れて、有効ではあるけれども環境整備をすることが先だというふうなことですけども、後継者づくりと言われて、もう、ちょっと相当の時間が経過しているわけですね。それで、やはりそういう制度をつくって、旗を行政がとって、

このような制度もあるんだというふうなことで、年間、大学にやりますと80万ぐらい経費がかかります。しかし、それが波佐見町に帰ってきて、その方が波佐見町で農業をやるとすれば、それなりに後継者としてやはりリーダーとなって引っ張ってくれるんじゃないかと思います。そういうふうな人たちに対して、やはり何らかのここで支援をするというふうな制度をつくることも一つのこの道ではないかなという感じをするわけです。

そういうふうなことで、今までも環境づくりって、いろいろな環境づくりっていうそういうふうなことで言われてきたと思うんですけども、なかなかその前さん進まないんですね。だから、あえて私もそういうふうなことでこれを取り上げたわけです。なかなか農業高校といいましても、諫早なり西彼なり、いろいろ近くでいえばそうなるんですけども、なかなか本町から農業高校あたりを目指す人というのは非常に少のうございます。しかし、これが普通科も全部含めたところで農業大学校という一つのところを奨励することによって、対象範囲が大きくなる。それと年齢幅も広くなるというふうなことで、非常にそういうふうな視点から、何とかこれについて今後取り組みをしていただければということですので、その辺についてのお考えがあらわれればお願いいたします。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

何とか取り組みをとということでございますが、近隣町をちょっと調べてみたんですけど、大村市のほうに新規就農チャレンジ事業という事業がございまして、農業大学校を卒業後に地元で就農するとすれば、そういった助成制度が活用されるということで、年額15万円ほどの給付金と年齢が55歳未満というような制度もございます。

本町にもそういった給付制度をとということでございますが、先ほどから申しますように、本町ではいろんな、町長も申しましたように、現在法人化の推進とか、基盤整備の推進とか、そういったものが主体的な施策であろうと思いますので、地域によってはいろんな人を呼び込む施策として、いろんな給付金を支給しながら都会から呼び込みをやっておりますけども、本町がそういったスタイルが果たしてできるのかどうか、今後状況を見ながら検討をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

この農業大学校に行きますと、いろいろな資格が取れるんですね。やはり農業大学校のほうに聞きますと、年間30万、1年に30万、本人さんからいただくそうですね。それでいろいろな資格を取らせるそうなんです。そういうふうなことによって、やはりレベルの高い農業に取り組もうとする意欲が生まれるわけです。そういうことで、そういうふうな人たちが本町の農業の支えになってくれば、米・麦・大豆の土地利用型農業、今、本町はずっと試行してきております。アスパラにしろ、施設園芸も入ってきましたけれども、ほかの農業のほうになかなか向いていかないわけですね。転換できない。しかし、新しい志を目指す人が今度出てくれば、ぜひ、こういうふうなことも取り入れてすることが、一番、今からも人をつくるというふうな観点から私は大事じゃないかなと思っておりますので、もう、ぜひお願いをしたいなというふうなことで考えております。

果たしてその金額がどうなのかということはあるでしょうけども、今、国もそういうふうなこと、それから窯業にしても、今、後継者、生地とかなんとか、その後継者の人材を増やそうということで県と町がタイアップして、それに対しての支援をするというふうなこともされておるわけですので、本町でも45歳以上も含めて、そういうふうな方々に対する支援というのも大事じゃなからうかと思っております。

それから、先ほどの次のあれで、農地の貸し付けでは、農業機械のあっせんの問題がありました。確かに農地の貸し付けは、今、農地の中間管理機構でされております。しかし、ほとんど、中間管理機構で上がってきたのは、これまでのものの累積であるわけですね。恐らく新規にそういうふうなものは発生しているというのは数字的には小そうございます。

それと、ある自治体では、これは町の中の一つの地域であるそうなんですけれども、その集落の人口の約45%ぐらいが外から入植されてきた、転入されてきた人が農業に来ている。なぜ、そういうふうな人たちが増えてきているかという自治体のあれはちょっと聞いてみたら、要はそこにそういうふうな農地をあっせんをする制度、それから農業機械関係にしましても、農業に取りかかるにしましても、要するに私がトラクターを持っていれば、私も、その人が、新しく来た人に自分の農業トラックを貸すと、行政が1年間の使用料として、そこに1万円なり2万円なり、何らかの、当然、機械が修理代とかなんとか伴うわけですので、支援をしてやるとか、1年目とかですね。いろんなそういうふうな自治体で取り組んでいる

わけですよ。そういうことで、中山間地域に新しい就農者を呼び込むというふうないろんな取り組みをされている自治体があります。この間もNHKで取り上げられておりました。その自治体についてはですね。

そういうふうなこともありますので、日々の農林の業務に職員の方も追われておられると思うんですけども、やはり新しい方向に持っていくというふうなことでも、やっぱりそういうふうなところも研究はしていただきたいなと思っておりますので、そういうようなことは可能だと思いますので、農地の貸し付けは農業委員会のほうでされるものでありますから、農業機械もそういうふうなJAあたりとの取り組みもあるでしょうけれども、その辺のあっせんあたりもお願いしたいなと思います。

それから、先ほど答弁の中にありましたように、小規模農林道事業あたりが取り上げられました。基盤整備なんかの支援ですね。私も小規模農林道事業のところを見よりましたら、平成18年に補助率が50%以内となっておったのが、18年に改正されて40%に下がっておるんですよ。農林道整備でも50%が40%に、ため池等の整備に70%の補助率が50%に下がっております。そして、要するに限度額も下がっております。

そういうふうなことで、18年から、要するに小規模農林道事業にしましても、逆に言えば動いていないわけですね。それで現在の波佐見町の農政、そういうふうなもの、それから、こういう国の動向あたりを考えた場合に、こういうふうな制度がもし今改正されていなければ、小規模農林道事業でも、やはりそのときに合った内容に私は改正すべきじゃないか。逆に言えば下がってきているわけです。補助率、補助額、限度額がですね。

それと、先ほど言いますように、メニューの問題ですよ。今ほとんど国、県の補助を受けられるのは認定農業であり、集落営農の法人化したところじゃなければ、今、補助の対象になりません。国、県の補助ですね。しかし、これを中山間地の地域に求めていけばなかなか難しい問題があります。そういうことで、ぜひこのメニューももう少し拡大して、機械あたりの導入にしましても補助をしていく枠ですね。そういうふうなものの中身も見ていくと、この補助要綱も見直していくということが大事じゃないかと思っておりますので、その辺に対するお考えをお伺いいたします。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

基盤整備に活用できますこの小規模農林事業の補助率につきましてですが、平成18年度に減額をされたということでございますけれども、恐らく行財政改革の中での減額ではなかったのかと推測をいたしております。この辺の補助率が妥当なのかどうかは今後検討していきたいと思いますが、あわせて、これも国の補助事業なんです、以前は農地・水保全事業というようなことでやっとなったわけですが、そういった事業もあわせて活用もしていただければ、より効果的な対策ができるかと思えます。

以上です。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

だから、この小規模農林道事業そのものの、やはりもう内容を見直す時期に来ていますし、それと、そのメニューも見直すと。果たして小規模農林道という農林事業が本当に名称が適切なのかですね。やはりめり張りのある補助の制度内容を考えていくべきじゃないか。例えば中山間地と平たん地でまた違いますし、それと担い手が新たに取り組む場合と、例えば兼業農家に取り組む場合、その規模も違いますし、やろうとする一つの新規振興作物、そういうふうなものに取り組もうとする団体なり個人、そういうふうな人たちに対する補助率であるとか、全て一律じゃないと思うんですよね。ある程度、そこにはめり張りをつけて、やる気のある人には少し高い補助をする、そういうふうなものにやはりやっていくことも農業を活性化させる一つの施策であろうと思います。そういうようなものをぜひ今後取り組んでほしいと、やはりこういう制度は、ぜひ行革で、そうやったかもしれませんが、やはり見直して、その時々合ったものに見ていただくということが大事じゃないかと思えますので、お願いしておきます。

それから、最後になりますが、農業法人の育成とこの営農の指導体制であります、農業法人も先ほど課長からもありましたように5団体、それで4団体がまだ残っておりますが、この農業の農業法人も5団体、法人化したのも非常に今、今後の経営の問題を危惧されております。ぜひ、これは経理の指導も非常に、農業をする人が経理までしよってはなかなか現実の問題としては難しいのと、県の方からの指導もあっておりますが、やはり皆さん聞かれて、消費税の取り扱いの問題とか、いろんなそういうふうなものがあります。そういうような中で、実際に農業の農事組合法人の役員さんたちがそこまで会計まで講習を受けられてす

るのもなかなか頭が回らない。やはり会計担当を別に雇用してやらないかというふうなことになっておりますので、そういうふうな指導も今後されると思います。

ただ、やはり一番懸念されるのが、今までは御承知のように波佐見町の農業も、JAの東支店にも以前は営農指導員が3人おりました。南支店にも3人ほどおられました。そういうふうな体制がとれて、波佐見町内に6人ぐらいの技術指導員がおられて、波佐見町の農業をずっと指導をされてきたんです。しかし、今それぞれの支所に1名、そして川棚に母体がちょっとあるような状況なんですけれども、やはりなかなか目が届かないんですね。今のような農協の体制ではですね。

そういうふうなことで、ぜひ本町の農業をもっとやはり活性化するためにも、やる気を持たせるためにも営農指導というのは非常に大切だと思います。その辺で何か新しいといえますか、いい考えをお持ちであれば、課長のほうからでも結構ですのでお願いしたいと思えます。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

今、御指摘のように、以前はJAの各支所にそういった指導員がたくさんおられて、現地にも出向いて御指導をしていただいた経過もありますけれども、やはりいろんな職場においても機構改革等がありまして人員が削減をされてきている状況だろうと思いますが、町長も申しましたように、農業振興会のほうでいろんなJAの指導員さんとか、あるいはNOSA Iの指導員さんとか含めてそういった会合を持ちながら、いろんな情報交換をしながら、農作物の栽培手法とかも研究をしながらやっているところでございますので、現在のところはそういった組織、振興会あたりを活用しながら、今後またいろんな要望に応じていきたいというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

窯業関係については大きくは地元には窯業技術センターがあって技術指導もされておりますし、いろんな開発もされております。本町にも農業関係、JA等が一番窓口になるわけですが、農業振興会をもう十分に活用していただきまして、そのような中に営農指導強化

を、ぜひ行政が引っ張って、そういうふうな技術者あたりの指導に力を入れていただくように連携を強化していただきますように、ひとつこれはお願いも含めまして質問を終わりたいと思います。

終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、4番 古川千秋議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

午前11時33分 休憩

午後1時 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、8番 太田一彦議員。

○8番（太田一彦君）

皆さん、こんにちは。私の一般質問を行いたいと思います。今回は本町の教育行政についてとまちづくりについてを質問したいと思います。

初めに、本町の教育行政について。

(1) 先月新たな取り組みとして、本町の3小学校で笑育が実施されましたが、その成果はどうだったのか。また、今後の取り組みをどのように考えておられるのか。

(2) いじめ問題について。現在、小中学校の実態把握とその対策はどのように行われていますか。

(3) 児童生徒の通学時の安全対策はどのように行われていますか。また、自転車通学について、休日の自転車の使用を含めどのように指導されていますか。自転車の運転時に小学生や中学生はヘルメットの着用率が高いが、高校生になるとヘルメットを着用しなくなる傾向にあります。交通安全対策のため、本町において高校生以上の着用率を高める施策は考えられないでしょうか。

(4) 少子高齢化は喫緊の課題であります。特に本町においても子供の数が年々減少傾向にあります。近い将来のあるべき教育行政の方向性として、現在三つある小学校を一つにし、小中一貫を目指すべきではないでしょうか。

次に、まちづくりについて。

(1) 老朽化や狭隘化のために役場庁舎の建て替えが計画されていますが、もっと住民の幅広い意見を聞く場を設け、建設計画を策定するべきではないでしょうか。建設地についてもゼロベースで検討するべきであると思いますがいかがでしょうか。少子高齢化、定住人口の減少等を考慮し、庁舎建設だけでない方法も模索するべきではないでしょうか。

次に、(2) 仮に小中一貫が現実化し、近い将来、校舎が一つになった場合、現在の東小学校及び南小学校の校舎があくこととなります。その校舎を有効活用するために、新庁舎やその他の公共施設にする考えはありませんか。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

8番 太田議員の御質問にお答えいたします。

本町の教育行政についての御質問は教育委員会より答弁があります。

まちづくりについて。老朽化や狭隘化のため庁舎建て替え計画が計画されているが、もっと住民の幅広い意見を聞く場を設け、建設計画を策定するべきではないかと、建設地についてもゼロベースで検討するべきであると思うかどうか。少子高齢化、定住人口の減少等を考慮し、庁舎建て替えだけではない方法も模索するべきではないかという御質問ですが。

議員御承知のとおり、本町の庁舎は昭和36年に完成し、その後、町政の拡大に伴い、昭和48年3月に現在の第4会議室部分の増築と、当初建設のバルコニー部分に町長室や総務課等の増床を行い、さらに平成4年12月に現在の議場棟がある部分を増築し現在に至っています。

建築後50年以上経過しているため老朽化が進んでいることや、耐震基準を大きく下回っていることから、平成23年12月に庁舎建設基金を設置し、新たな庁舎建設に向けて積み立てを行っているところです。新庁舎の建設については、平成26年度に役場職員による庁舎建設内部検討委員会を設置し、検討を始めたところであり、今年度からは町内の各種団体の代表者や知識経験者、それに公募した委員による波佐見町庁舎建設検討委員会を開催し、検討を進めているところです。この検討委員会を開催していきながら、その過程において、議員おっしゃるように少子高齢化や人口減少の問題等も十分考慮しながら、建設位置や建て替えだけではない方法等も含め、新庁舎の建設に対する町民の意見を聞く場を設けて、委員会の協議

に反映していきたいと考えています。

次に、仮に小中一貫が現実化し、近い将来校舎が一つになった場合、現在の東小学校及び南小学校の校舎があくことになる。その校舎を有効活用するために、新庁舎やその他の公共施設にする考えはないかという御質問ですが。

小中一貫につきましては多くの課題があると思われませんが、議員がおっしゃるように仮に東小学校、南小学校が空き校舎となった場合でも、町民全体の利便性を考慮すると役場庁舎としては果たして適切な位置であるのか、疑問のあるところであります。また、その他の公共施設としては、そのときの町の状況に応じた活用の方法について十分議論する必要があると考えます。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

太田一彦議員の御質問にお答えをいたします。

本町の教育行政について。先月新たな取り組みとして本町の3小学校で笑育が実施されたが、その成果と今後の取り組みについてのお尋ねでございますが。

現在、学校教育においては子供一人ひとりにコミュニケーション能力の基盤とも言うべき思考力、判断力、表現力の育成を図ることに重点を置き、全ての教科領域を通してその育成に努めているところでございます。

そこで、本町ではその育成手段の一つとして、議員御指摘のような笑育、つまり、プロ漫才師や構成作家等による出前授業を行い、プロ芸人の話術や巧妙な会話のやりとり、瞬時の発想力などを学ぶとともに感動体験をすること、また子供たちが実際に漫才ネタを考えたり、それを発表したりする体験を通して、自分が考えたおもしろいことを人前できちんと表現する力、また、他人の思いつかないおもしろいことを創造する力、自分が考えたおもしろいことをどのように順序よく伝えるかを編集する力など、コミュニケーションを図る上で必要な能力を笑いを取り入れた授業を通して身につけさせるという新たな教育を導入し、先月11月に町内3小学校が5年生、6年生、東小学校は4年生からを対象に、それぞれ2日間に分けて実施し、笑いの絶えない活気ある学習雰囲気の中で授業が展開されました。

お尋ねの成果ですが、初めての実践ということもあり、これからの継続的な学習によりその成果や課題等が明らかになるものと思いますが、今回この事業を取り入れたことで、特に

印象的だったことは、笑いによって学級に明るい生き生きとした雰囲気生まれ、子供たちの学習への参加意識や学級への所属意識が高まったこと、また、人間関係づくりによい影響をもたらすという面でよりよい効果があることを実感いたしましたし、また、そのような楽しく明るい学級をつくることで、いじめや不登校の防止にもつながるのではということに大きな期待感も持ったところでございます。

さらに、子供たちが与えられた課題に対してユーモアを交えて懸命に答えようとしたり、人前で自分の考えを発表しようとする貴重な体験学習は、本教育の目的であるプレゼンテーション力や思考力、発想力、創造力、表現力などの育成、また、ユーモアセンスを身につけた豊かな人間力のある児童の育成などにもつながる可能性を持っていることを強く感じました。そして、保護者の感想の中にも、笑育の教育効果を高く評価し、継続を望む声も多く聞かれたことは心強く思ったところでございます。

今後の取り組みですが、今回の貴重な体験学習を基本とし、各学校が日常の学習の中で計画的に取り入れ、その能力を高める実践や、今回のプロの出前授業を一過性的な学習に終わらせることなく、毎年継続して実施していくことにより、プロ芸人の洗練されたわざを学校教育に生かし、これからの時代を担うコミュニケーション能力を身につけた子供の育成という目標につなげていくことが大事であると考えております。

次に、いじめの問題について、現在、小学校、中学校の実態の把握とその対策はどのように行われているかとお尋ねですが。

本町のいじめ防止対策としては、平成25年6月に公布されたいじめ防止対策推進法や同年10月に制定された国のいじめ防止等対策のための基本的な方針、さらには長崎県のいじめ防止基本方針などを受けまして、いじめはどの子にもどの学校にも起こり得るものであるが、人間として絶対に許されない卑怯な行為であることや、いじめは人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることなどを踏まえ、平成26年3月に波佐見町いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止やいじめの早期発見、早期対応を基本に置き、各学校においてさまざまな取り組みを実践しているところであります。

そこで、本町のいじめの現状ですが、平成26年度における文科省いじめ調査において、本町としては小学校における2件を報告しております。中学校では、今年度、身体的な悩みを持っている生徒に対するいじめが発覚しましたが、学校や保護者が早期に対応し、現在は解決されております。

このように学校において事案的には少ないものの、定期的な生活アンケートの実施や相談活動、児童生徒からの情報収集、教師間の情報交換等を通して、どのような小さなトラブルや問題行動であっても、軽んずることなく早期に発見し、早期に対応するよう心がけております。

また、道徳の授業における心の教育や細やかな人権教育、あるいは耐える、我慢する、やり抜くということを培う耐性の教育などに取り組むことにより、いじめ等で苦しみ、悩む子供をつくらぬよう、いじめ防止教育に努めているところであります。

さらに、推進法にもうたっておりますように、保護者は子供の教育について第一義的責任を有する者であることを踏まえ、保護する自分の子供がいじめの加害者にならないよう、家庭教育において規範意識の育成や耐性の育成、さらには基本的生活習慣の育成等に努めるようお願いし、連携を図っているところであります。

次に、児童生徒の通学時の安全対策はどのように行われているか。休日の自転車の使用を含め、どのように指導されているか。自転車の運転時に、小学生や中学生はヘルメットの着用は高いが、高校生になると着用しなくなる。交通安全対策のために高校生以上の着用率も高める施策は考えられないかとの御質問ですが。

近年、本町の交通事情を見ますと、行き交う車両の量も大幅に増え、児童生徒の登下校にも大きな影響を与えております。そのような状況の中で、学校といたしましても、このような現状を注視し、学級指導や全体指導等において、子供のとうとい命を守るということを指導の重点に置いた日常的な安全指導や安全対策に取り組むとともに、安全ボランティアの皆様、交通指導員の皆さん、地域や保護者の皆様方の外部的な御支援、御協力をいただきながら、子供たちの安全な生活の確保に努めているところであります。

また、各学校の通学路の点検調査におきましても、年度当初に実施をし、児童生徒の登下校の安全な環境を整えるよう努めているところでございます。

次に、自転車通学についてのお尋ねですが、現在、中学校の自転車通学生は239名で、全校生徒の56%にも及んでいます。したがって、自転車通学生の安全指導については、命、安全第一を重要な課題とし、日々厳しい指導を行っております。特にヘルメット着用につきましては、自転車通学生はもとより、全校生徒に対しても自転車利用時は着用を義務づけ、その徹底を図っております。また、休日の自転車使用におきましても、小中学校ともに気が緩みがちになる状況を踏まえ、日常の安全指導同様に交通事故の恐ろしさ、交通マナーの徹

底、違反を許さないなどについて指導を行い、事故の防止に努めているところでございます。

小中学生のヘルメット着用率が高いのに対して、高校生になると低くなるが、高くなる方策はないかという御質問ですが。

ヘルメットによってとうとい命を守るということは学年差はありません。波佐見高校の自転車通学の生徒は約250名いるそうではありますが、着用を義務づけていないとのことであります。交通安全協会波佐見支部の中で、若い人でも受け入れられるようなヘルメットを導入すれば高校生でも着用してもらえるのではないかとの検討もなされたところですが、費用の面などもあり、実現には至っておりません。高校生が自転車事故で死亡するという事案が発生している中で、当然高校としても指導がなされているものと思いますが、波佐見町の交通安全対策という点から、今後、着用の推進について高校とも話し合ったいと思います。

次に、少子高齢化は喫緊の課題である。特に本町においても子供の数が年々減少傾向にある。近い将来のあるべき教育行政の方向性として、現在三つある小学校を一つにし、小中一貫校を目指すべきではないかとの御提言でございますが。

本町の児童生徒数の推移ですが、ここ5年間の増減を見ますと、小学校が43名の減、中学校が16名の減となっており、また、今後の推移を見ましても、少しずつ減少傾向にあると言えます。したがって、将来にわたっての動向を見きわめ、それぞれの学校の教育のあり方について考察していくことは重要なことであると考えます。

そこで、少子化に伴い小中一貫教育を行う一貫校を視野に入れた取り組みを目指すべきではないかという御提言ですが、御承知のとおり、小中一貫教育は小学校教育と中学校教育がそれぞれ独立し、6・3制で行われている現在の義務教育を、9年間の小中一貫したカリキュラムに基づき、系統性や連続性を持たせて行う教育であります。その教育により、小中学校の連携を深めながら、学習指導や生活指導等の充実を図るとともに、小学校から中学校に進学したときに起こりがちな授業への戸惑い、友達関係や新しい環境への不適應などの解消、また、小中学校の教職員の乗り入れや人的交流による一貫指導、さらには1年生から9年生に至る児童生徒間の幅広い交流など、小中一貫教育ならではの有効な教育効果が期待できる制度であると言えます。

しかし、この制度を導入し、御提言の目的を達成するためには、児童生徒が同一の場、もしくは近接の場において教育活動を行う、いわゆる校舎一体型、あるいは校舎併設型等に移

行し、学習活動や生活活動ができる体制を整えることが求められます。

そのような面から本町の実情を見てみますと、現在の3小学校を1校に統合して小中一貫教育を実現するには、通学の面、校舎新設の面、あるいは小中による各種行事の実施などにおいて多くのリスクを抱えることにもなります。また、小学校教育は、可能な限り生活圏に近いところで子供の成長を見守りながら教育を行うことが最善であるとするなどから、本町の現状を小中一貫教育制度に移行することは当分難しい状況にあるのではと考えます。

したがって、現行制度を継続し、3小学校それぞれの地域性や児童の個性、特性を生かした教育活動の充実を図ることが大事であり、そのための教育環境の整備などに一層努めることが望まれるのではないかと思います。そのようなことから、将来を見据えた本町教育の展望と課題意識を持って臨むことは必要で大事なことでありますが、近い将来における本町での小中一貫校の実施は現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

それでは再質問をさせていただきますが、もう本当に詳しい答弁をいただきましてありがとうございました。まず、その最初の質問からいきたいと思います。

笑育について、今、教育長からなる説明がございましたが、ちょっと補足いたしますと、この笑育というのは、笑いの「笑」に教育の「育」を足して笑育（わらいく）と読ませているわけですね。笑育というのは、これは引いても出てきません。松竹芸能という会社が提案する、笑いを通してコミュニケーション力や思考力などを楽しみながら身につけることができる、先ほどありましたように出前授業などの取り組みであるということです。それを笑育と言うわけですね。先ほどずっと説明がありました。

私も2回あったその笑育の授業を参観させていただきました。1回目は南小学校のふるさと南っ子まつりのときの笑育ですね。それと、2回目は11月30日でしたか、29日でしたか、こちらの東小学校のほうの笑育の参観をさせていただきました。先ほど教育長が言われたように、子供たちが本当にふだんの授業じゃないぐらいの物すごい勢いで授業に参加しているということと、本当にこれだけ楽しい授業だったら、学校に行きたかやろねというようなそういう雰囲気での授業でした。もちろんそれが狙いでありまして、そういうことで子供たちが

もつともつと仲よくなったりとか、自分を表現できたりとか、あるいは先ほどおっしゃったようにいじめ等のそういう部分がなくなるようなクラスづくりとか学級づくりができればいいなと本当に思いました。

それと、もう一つは先生方ですね。見ていたら、やはりこれは先生方にとっても今までの授業のやり方のちょっと違うヒント、あるいは参考になられたのではないかと思います、まずその辺はいかがだったでしょうか。その先生方にとっての刺激といいますかね、そういうところはどのようなふうに見ていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

議員おっしゃいますとおり、子供の実態というのは先ほど述べたとおりであります、それをふだん指導している先生方の取り組みにも、やはりコミュニケーションを図る上で、こういうふうな子供の導き方、あるいは声かけの仕方、あるいは受けとめ方、そういうもので子供の考え方とか、あるいは対応の仕方がこんなに変わるものかということを実感されたと思います。

だから、先生方は通常は、もう本当に決められた教師としての指導力というものを発揮されておりますが、一風変わった社会のそういう一面を学校教育に入れた、そういう中でのその教師のあり方というふうなものを見直されて、これだったらこういうことを言うと子供たちが食らいついてくれるな、こういうことをすると明るい雰囲気になるなという、そういうことを先生自体がお感じになったのではないかなということ強く感じております。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

特にこの本県、長崎県というのは、残念ながら子供たちの凶悪な事件というのがなかなか絶えないといえますか、何年も前にあったのが、また起こったりとかいうことで、非常に教育委員会も大変じゃないのかな、県の教育委員会も大変じゃないのかなと思います。それがあるごとに、これをやっちゃだめ、あれをやっちゃだめ、もう消極的な教育方針といえますか、取り組みになっていくと思いますが、これはやっぱり先ほどおっしゃったように一つの積極的な、非常にポジティブな考え方のもとに取り組んでいくことなので、非常にいいんじ

やないかなと私も思っています。

また、個人的にもお笑いとかユーモアというのは非常に身につけたいことです。子供たちがこういうものを身につけることで、本人も、それぞれが生きていくための何かわざまいたいなものを身につけられるんじゃないかなという感じもいたしました。今後も取り組んでいかれるということですので、続けていただいて、どのような形で成果が出るのか、楽しみにしております。

次に、いじめ問題についてに移りたいと思います。

12月3日付の読売新聞に載っておりました。文部科学省の発表では、2014年度に、2014年、つまり平成26年度に起きたいじめが、自殺が5件、自殺未遂13件、身体への障害23件、精神的な病気の発症21件、金品を奪われるなどの被害8件など、その他あるのですが、重大事態が93件あったそうです。そのうち警察と連携したのが47件ということでしたが、改めてお聞きしたいんですが、本町において、これに含まれるような重大事態というのはいないでしょうか。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

重大事態はあっておりません。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

ということでした。先ほど説明がありましたように、小学校で2件、いじめみたいなのがありましたということでした。現在、以前お聞きしたときには、図書館登校とか保健室登校、あるいは不登校や引きこもりというのが若干あったような気がするのですが、改めてちょっともう一回聞きたいのですが、この辺のところは現在どのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

不登校につきましては、小学校ではあっておりません。ただし、小学校では登校渋りとい

うのは何件かあるようですが、完全不登校については小学校はあっておりません。中学校につきましては、各学年2名程度は不登校に陥っているという生徒がおります。図書館ですが、今、私が知るところでは1名、お母さんとともに来て、図書館、あるいは他の部屋で勉強しているという子供は一人おります。

以上です。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

今、もう実態を把握されているということですので、これは教育委員会でも随時報告をされたりとか、話し合いをされていると思うんですけど、そういう中ではどういうふうな話し合いになっていらっしゃるのかということと、要はこの人たちについてどうしたらいいかというのは難しいと思うんですけど、先ほど答弁の中にあつたように、実際はやっぱり家庭教育というのも絡んできますので、非常に難しい、繊細な問題だと思いますが、教育委員会ではどのように捉えながらこの問題に対処されているのかをお尋ねします。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

この不登校の問題につきましては、もちろん家庭との連携というふうなものをさらに密にしていかなければいけないということでおりますけれども、今、御存じのとおり、スクールソーシャルワーカーが波佐見町に1名配置されておまして、そういうスクールソーシャルワーカー、あるいは中学校では相談員、そういうふうな者もおりますので、そういう先生方をフルに活用して、特にスクールソーシャルワーカーは保護者と直接会うことができますので、そういうふうなものを活用しながら、不登校の子供たちが学校に足を向けてくれるような、そういう支援というふうなものをしていきたいというふうに思っておりますし、教育委員会もこの不登校については学校との話し合い、連携というふうなものを常にとりまして、できるだけ子供たちが学校に足を向けるように努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

いじめ問題は本当に難しいと思いますし、本人もわからない、わからずに学校に行けなくなったりとかいうこともあると思います。その後の成長といいますかね、以前そういう子だった人が、ちゃんと高校には行ったとか、その後、就職したとかというケースもありますし、逆になかなか社会になじめないでまだまだ大変な思いをしているというケースもありますので、その時その時に大人が一生懸命対応するしかないのかなと私もそう思います。一人でも多くのそういう子供たちが出ないように注意を払うしかないのかなと、今のところは私も思います。

次に、安全対策についてなんですけども、この波佐見町の自転車通学の、特に中学生ですね。ヘルメットの着用率が非常に素晴らしいということで、他の自治体の方からすごくお褒めをいただきました。波佐見の中学生すごいですね、ちゃんとかぶってというのを。僕らはいつも見ているんで当たり前のことと思っているわけですけど。

先ほど質問にありましたように、高校生になったら、さもヘルメット卒業みたいな形になるわけですね。これは教育委員会の管轄なのか、私は町がやっていくべきなのかとかいうのがよくわからないんですけども、要は高校生以上の大人も含めてなんですけど、先ほど言われましたように、何かこうヘルメットをしないといけないような雰囲気をもうちよっつつくるべきだと思うんですね。本当に転倒したりとか、事故をしたときに、ヘルメットがあることで命が助かったりとか、軽傷で済んだりするケースが多くあるんですね。実際しなかった場合、転倒しただけで、打ちどころが悪かったら、もう死亡に至るとか、重篤な状態になるというのがありますので、ぜひ、ここら辺、町のほうで何かそういうことが考えられないのか、その辺はいかがなんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

小中学校と、それから高校との指導体制の違いというふうなものをちょっとしっかりとしておくべきだと思いますけれども、小中学校は義務教育でありまして、町の教育委員会管轄でございます。ところが県立になりますと、これは県の教育委員会関係になりまして、我々が手を出せないという、そういうエリアがありまして、なかなか高校生がかぶっていないために我々が直接指導をするということは越権行為に当たるというふうなこともございます。

しかし、先ほども言いましたように、これは町自体で考えていくべきものでございますので、これは町の交通安全対策としても、しっかりと高校側に指導をし、連携を保っていくべきではないかというふうに思います。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

いわゆる小中学生を超える人たちに対する交通安全の施策にかかわることだと思えますけれども、道路交通法に、いわゆる法律に規定があれば推進はしやすい部分はあると思えます。ですから、今はもう原付のバイクに関しても必ずヘルメットの着用は義務づけられておりますので、そういったところについては設定はしやすいと思えます。ただ、自転車に関してはまだそこまで至っていないというのが実情であります。近年は自転車のマナーといいますか、そういった通行にかかわる事故の頻度が高くなっている、そういった状況があることから、国も全く考えてないということではなくて、自転車の交通規制といいますか、そういったものについてはかなり力を入れているようではありますけれども、ヘルメットの着用の義務化までにはまだ至っていないのがあります。

ただ、そういった施策に関して町独自に何かできないかということになりますと、全くできないということではないと思えますけれども、例えば、交通安全宣言の町とかというのがありますから、ヘルメット着用推進の町とかということで、そういった方針を何がしかの組織なりが掲げて町民に広く推進をしていくとか、そういったことであればできると思えますけれども、しかし、それもいわゆる推進を図るとい程度のものがございますので、それがどの程度まで住民の皆さんに徹底できるかどうか、その辺はちょっと若干疑問なところがあるというふうに思います。

波佐見高校に関しましては、私たちもちょっと情報を仕入れてみましたけれども、学校の組織としては義務化の推進はしていないと。これまでも検討をした経過もない。それから今後においても現時点においてはそういった方向性は持っていないということまで回答はいただいておりますので、現状としてはそういうところかと思えます。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

少子高齢化の時代において、今から若い人たち、子供たちの命、体というのは本当に大事だと思います。ぜひ、これは町の施策で難しいということですので、これは国を挙げて考えてもらいたいなど。特に外国の人たちって結構ヘルメットをしているんですね。だから、もう少し日本人のそういう意識がもうちょっと高まらないといけないのかなと思います。これはこういうことで、ぜひ将来的には皆さんがヘルメットをかぶって、転倒や事故があった場合に軽傷で済むような、あるいは命が守られるような社会であってほしいなと思っております。

次に、まちづくりについて移らせていただきます。

先ほど町長より答弁がございました。本当にこの庁舎も古くなっておりまして、庁舎建て替えの時期が参っていると思いますが、今後の波佐見町の財政面とか、この少子高齢化がどんどん進んでいく中で、財政面、あるいは財源等を考えた場合に、余りもうお金を使わないようにやっていかないといけないと思うんですね。そういう中で、一つの提案としてこれを出したわけですが、これはあくまでも一つの議論の出発点だと思ひまして、答弁の中でもそれを検討するとおっしゃいました。そうせざるを得ないんじゃないかなと、逆に私は思うんですね。あんまり新しい土地で新しい建物を建てるということになると、以前ありました中央小のときにも起こったようなことが、どんどんお金が膨らんでいくということがありますので、この辺は本当に将来にわたって波佐見町がしっかりと運営できるような形を、財政面でもよく考えながらやっていかなきゃいけないと思います。

今のところ、現実、さっき言われました検討委員会の中身というのは、何回ぐらい開かれて、どの程度の話になっているのか、もう一度教えていただけますか。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

先ほど町長のほうから答弁しましたように、波佐見町庁舎建設検討委員会ということで、本年1回、10月に開催をいたしております。今度、今月12月の22日に第2回目を開催するようにいたしております。第1回目につきましては、何もこちら側からは条件的なもの、場所等については説明をせずに、こういったことを検討しているということで、皆さんの御意見をフリーにいただくということでありました。今、議員がおっしゃったように、人口の問題、職員もそれに伴って減っていくんじゃないか。それに合わせた検討が必要になる。また、

派手な庁舎は必要ないんじゃないかと。当然必要ないというふうな、そういったことも、いろんな御意見をいただいて、また町民の意見ももっと聞くべきじゃないかという発言もありましたし、いろんな御意見をいただいております。

このようなことを基本に、第2回目については、これまでの耐震の調査の結果なり、適切な面積が、大体考えられている面積がどの程度なのか。また位置の問題についてもどんなことを考えているのかとか、そういったものも含めて出していきたいというような意見もございました。ただ、まだ、特に場所についてはデリケートな問題もありますので、こちら側からは今回までは出さない。あるとしても、あるといいますか、内部の検討委員会の中では候補等もありましたけれども、それについてはまだ出さないほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、まだまだフリーな意見をいただいて、次年度、平成28年度にでも町政報告会なりの中で提案をしながら、町民の皆さんの御意見もいただいきながら進めていければというふうに思っているところでございます。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

もうそのとおりだと思いますね。そういう中で、一言だけ。庁舎建設では町は活性化しませんので、これだけちょっと一言申し添えたいと思います。

それと、ちょっと戻ります。済みません、小中一貫のほうに。というのが、その次の問題と絡んでいるので、小中一貫をもう一度ちょっと質問させていただきたいのですが。

現在のところ考えていない。人数的にいて、恐らく今、ちょっと概数ですけど、中央小が380名、南小が280名ぐらい、それから東小が150名だと思います。合計して800名余りだと思うんですよ。規模としては小学校が一つになってもちょうどいいのかなという気がいたします。そして、今後減っていく段階の中で、早目に、小中一貫をやりたいといっただけにはできないことなので、恐らく私は5年ぐらいはかかるんじゃないのかなと。下手したら10年かかる話だと思いますので。実は将来的にはやっぱりそういうことを見据えていたほうがいいんじゃないかなと思います。

というのが、東小学校の150名というのは、やはりちょっと、もうすぐ危ないのかなといえますか。ですから、ちょっと地区の校区変更の問題も出てくるわけですけど、私はもう小さな校区変更をするよりも、やっぱりもう大きな考え方で一つにまとまる、一つにするとい

うことが、この小中一貫の制度とといいますか、この仕組みに本町は非常に向いているんじゃないのかなと思うんですね。

というのが、先ほど、一つにしたら通学の問題と言われました。当然、小学校を一つにした場合はスクールバスを走らせるべきだと私は思います。もう、これが今の時点ではできないかもしれませんが、通学時にはスクールバス、通学時以外は何かほかのことでバスを利活用できないかというようなことが、将来的には使えるようになるんじゃないのかなと私は思うんですね。これはちょっと本当に仮定の議論なので、余り答弁がしにくいかと思いますが、将来的にそういうふうなことを考えています。ですから、教育の機会均等など、あるいは教育水準の維持向上というのを図るためにも、一つにして、そういうものを実現したらいいかなと思います。

先ほど答弁の中で、非常にデメリットが多いと言われたと思いますが、私は逆に一つにすることで、運動会は1回で済みますし。本当なんですよ。そうすると全町的な、大人もみんな参加してやれるような雰囲気のできるんじゃないかなという、ちょっとした場面が浮かぶんですね。それは児童生徒数が少なくなったという仮定のもとなので、そういうことも含めて、もちろん教室やその校舎の問題もあります。校舎を一つにするということは建て替えなければいけません。だけど、期間もたってきていますから、どっちにしても建て替えということも、学校のほうがそういうことも出てくると思います。

それと、そういうことで、基本的に5年以上かかった場合、その後のことを考えたときには、そういう方向性というのは波佐見町の場合はあるんじゃないのかなと、ありじゃないかなと。それで、しかも非常に適しているんじゃないかなというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

誤解のないように。まず、答弁のことですが、デメリットが多いということは言っておりませんけれども、この小中一貫教育については文科省も推奨しております。これは今後恐らく中小一貫制度のいわゆる制度化がなされると思います。しかし、それは場所によってそういう制度化が適したところと、そうでないところがあるわけで、今の波佐見町のことを考えた場合は、現状、例えば、今、東小学校をおっしゃいましたが、東小学校が現在

150人、5年後、140程度になります。若干減ります。これはもうほかの学校も、中央小がちょっと増えるぐらいですけれども、今のゼロ歳児を考えた場合に、計算した場合に140になりまして、そう今の教育の均衡を崩すようなことにはならないだろうというふうな想定はしております。

しかし、議員おっしゃるように、答弁でも申し上げましたように、この課題というものを全く無視していくということには、やはり、そういう状況になってはいけません。展望を見据えて、常に展望を見据えながら状況を把握し、そして制度を考えていくということが必要だろうと思いますので、今の状況ではそのくらいしか言えませんが、この一貫制度のよさというものも認識しておりますし、将来的にはということもあります。ただ、保護者の、地域の方の理解というものはしっかりと聞いていかなければいけませんし、その整合性を保ちながら、一つの教育の場というものをつくっていくためにはもう少し時間がかかるというふう考えております。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

教育長の立場ではそうだと思います。一応、小中一貫校というのはそういう形で私は方向性としては考えておくべきだし、波佐見町にとっては非常に向いているんじゃないのかなと思っております。

その中で、まちづくりについての(2)に移るわけですけど、もう本当にこれは発展した議論で申しわけありません。実際、もし、その一つにできたとします。できたとした場合、東小学校と南小学校の校舎が、結局集まるということはもう中央に集まるしかないわけですね。文教区でもありますし、中学校もありますから、当然そこで9年生の小学校という形になります。

ここからは仮定の話で申しわけありません、本当に。それで、東小学校と南小学校という校舎があくわけです。広い土地もあきます。そうすると、いろいろな施設に使える可能性が出てきます。また、例えば東小学校は駐車場に使えます。先ほど町長が冒頭におっしゃられたように、陶器市のときの駐車場にも使える可能性も出てきます。今、一生懸命、駐車場を探していらっしゃいますけども、そういう方向性もあるんじゃないかと。これは一つの方向性ですよ。ですから、一つの議論の中に加えていただきたいなと思います。その検討委員会

の中ではありませんね。その大きな一つとしては耐震構造を備えているということです。小学校も既にですね。東小学校も南小学校も。それから駐車場が確保できるということ。それから中学校ですので、スペースが、教室がいっぱいあって、いろいろな会議室に使える、あるいは今不足している図書館あたりにも使えるかもしれません。これは本当に仮定の話で申しわけありませんが、そういうこともあるということでございます。

ですので、庁舎建設検討委員会の中でも議論の中に加えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

議員がおっしゃるとおり、なかなか仮定の話でございまして、まだそのような状況、先ほど教育長の発言にもあったように、まだ5年後についてはそんなに小学生が特に減るといふような状況にはないと。これが実際そのような空き校舎になるような可能性、一貫とした場合でも、それが10年後、20年後になる可能性があると思います。その今言われた条件になると、その他の公共施設としてはというふうに町長が答弁したように、なかなかそのときの状況次第ということで、今の状況の中でどうなるであろうとか、どうするべきであるというふうなことの議論はなかなかやりにくいのではないかとこのように私の中では思っております。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

仮定の話ですけれども、非常に今までの学校、小学校の分校の廃校にしても、非常にその学校というのは、その地域の文化、郷土教育の拠点、地域のコミュニティの核であるし、そういうことがやっぱりある面では地域の方々の理解を得ないと、幾ら理想を言っても大変な問題になってくるのではないかなというふうに思っております。これも仮定ですけれども。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

これからのその波佐見町にとって非常に大事なことだと思うのですね。学校問題にしても、まちづくりにしても。そして、今から、言いましたように、お金を使う部分というのは、先

ほど同僚議員も言われたと思いますが、箱物に使うんじゃないじゃなくて、人に、人材に使っていく。それで子供たちや、これからの若者に対してもそうなんです、高齢者の方たちにもその健康寿命というのを延ばすというのがありますから、そういう部分にやっぱりどんどんお金を使わなきゃいけないような状況になるので、財政面、財源というのも非常に大変になるんじゃないかなという思いで、こういう発想をしたらどうかと、一つの仮定ということできょうは議論させていただきました。ただ、今後の波佐見町の発展のために、やっぱりいろいろな形で、きょう答弁していただいたように、よりよい波佐見町のために今後も尽くしていただきたいと思います。

もう一度、どなたか御答弁をいただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

今度の教育の問題だけじゃなくしても、健康福祉の問題、産業の問題にしても、やはりある一面からの視点は視点として大事だというふうに思っておりますけれども、やっぱり総合的、全面的に、そういう考え方の中でですね。そして、その時代、趨勢、そういうことを踏まえて対処していきたいというふうに思っております。

○8番（太田一彦君）

終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、8番 太田一彦議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時15分より再開します。

午後1時56分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、6番 藤川法男議員。

○6番（藤川法男君）

よろしく申し上げます。

今回の私の質問は、人口の縮小に伴い、今後町がどういうふうな財政的に歳入歳出を均衡にするかということと、それと、陶器市に関する問題で質問いたします。

各自治体においては、本年度、2015年度中に地方版の総合戦略と人口ビジョンを策定するように国から要請が来ております。その中で日本の人口、また本町の人口の統計推移によると、本町の人口は平成27年11月の時点で1万4,940人、住民登録は1万5,100人となり、5年後の32年には1万4,540人、さらに10年後の37年には1万4,100人になると見られております。逆に後期高齢者の数は、平成27年度の約2,300人から、37年度には約2,800人と、波佐見町の人口の割合とすれば約20%に達すると思われております。本町は企業誘致により町税等の増加で明るい兆しが見えております。交流人口拡大で全国的な人気を博していますが、しかし、今後は社会保障費等の増加によりまして財政的に厳しくなっていく、歳入歳出の均衡が求められるということです。

第1に、5年後、10年後の人口減少する中、町民への過度な負担を避けるため、歳出抑制をどのように具体化するのか。そして、また人口減少対策をどのように行うのか、次の項目を聞きたいと思えます。

一つ、介護保険料を含めた介護事業のあり方、そして、またジェネリック等の推進はどのような状況かをお尋ねいたします。

二つ目、社会福祉協議会は町委託事業など多岐にわたっております。その中で人材や事業費が不足しているという指摘もありますが、どのような事業推進をされていかれるのか。

三つ、平成28年度から実施設計に入る旧講堂や歴史文化交流館の建設費や経費、維持費の軽減策はあるのか。また、33年から35年度にかけて予定されている役場庁舎の建設には、町民から人口減少によるコンパクト化の提言もある中で、どのように考えておられるのか。

四つ目、本町は10年後の人口は約1万4,100人とされている中、それを維持するため、今以上の対策が迫られるが、どのようにお考えになるのか、お尋ねいたします。

二つ目、交流人口の拡大は積極的な対策で効果が見え始め、今後も大きな期待が持たれる。さらに大きく展開するために次の項目を聞きたいと思えます。

一つ、JRの長崎ディステーションキャンペーンの前段として11月に実施されたプレキャンペーンの成果と、そして、また、今後の方向性をどのようにお考えになるのか。

二つ目、例年、陶器まつりに県内外から多くの来客があり、大変なにぎわいを見せております。毎年のごとであります。期間中の駐車場等の問題が指摘されています。その対策を

どうなさるのか、質問いたします。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

6番 藤川議員の御質問にお答えいたします。

人口統計推移によると、10年後の本町の推定人口は約1万4,100人、後期高齢者は総人口の20%に当たる2,800人に達する見込みである。今後は社会保障費等の増加により財政的により厳しくなる中、町民への過度な負担を避けるため、歳出抑制をどのように具体化し、人口減少対策をどのように行うのが課題である。そのことを踏まえ、まず介護保険料を含めた介護事業のあり方、またジェネリック等の推進はどのような状況かという御質問ですが。

介護保険料については、第6期計画中の平成29年度までの介護保険料基準額は月額5,100円となっています。また県内の介護保険料の状況は、最低は小値賀町の5,070円です。最高は五島市の6,233円で、県平均では5,770円となっており、本町は小値賀町に次ぐ低い介護保険料となっています。団塊の世代の全てが75歳以上になる平成37年度までは、高齢者数は4,815人、介護認定者数は約48%増の1,183人、給付費総額を約50%増の約15億7,730万円と推計し、介護保険料基準額は月額7,890円と推計しています。高齢者が支援や介護を必要とする状態になっても住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、在宅生活を総合的な支援の中心とした福祉サービスの充実に取り組むことを基本に、地域包括ケアの実現を全体目標として推進しています。

第1に、支援体制の構築では、シルバー人材センター等との連携による高齢者の就労支援を行い、地域住民や民間事業者等の資源を活用した高齢者の見守りネットワークの構築などを図っていきます。

第2に、医療と介護をはじめとした地域の多職種連携体制の構築では、地域包括支援センターを中心とする医療と介護の関係機関によるネットワークの構築を行い、介護ニーズと医療ニーズをあわせ持つ高齢者を地域で確実に支えていくために、在宅医療を行う医師との連携を図り、訪問介護や訪問口腔ケア、訪問リハビリ、訪問薬剤指導などの在宅医療サービスの普及促進に努めていきます。

第3に、介護保険事業の円滑な推進に向けては、利用者にとって適切なサービスが提供されるよう介護事業所への必要な指導助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。また、

介護に関するあらゆる情報が町民に届くように介護サービスの情報提供の充実に努めるとともに、今後の高齢者の増加に伴い、介護人材の確保が重要な問題となることが予想されるため、県との連携を図りながら、本町の実情に応じた介護人材の確保の取り組みを進める必要があります。

ジェネリック等の推進は町内の医療機関、調剤薬局の積極的な推進により、本町のジェネリック医薬品の利用率は高く、平成27年3月時点で75.3%と全国15位の上位となっています。今後もジェネリック利用カードの配付、自己負担の差額通知等を継続して実施し、さらなる利用率の向上を関係機関と協働で推進してまいります。

次に、社会福祉協議会は町委託事業など多岐にわたっている。その中で人材や事業費の不足との指摘もあるが、どのように事業を推進するのかという御質問ですが。

本町社会福祉協議会におきましては、地域福祉の推進を図ることを目的に昭和28年3月に設立され、今日までの長きにわたり地域福祉の担い手として各種福祉事業に取り組まれている、営利を目的としない民間団体であります。しかし、民間団体と言いましても、社会福祉法に定められ行政区分ごとに組織された団体であり、運営資金の多くが行政機関の予算措置により賄われております。本町社会福祉協議会も正規職員3名分の人件費と地域福祉事業に係る事業費相当分を町が補助する形で運営されておりますが、取り組んでいる事業については、一部の町委託事業を除き、その多くは社協が地域の特性を踏まえ、創意工夫を凝らした独自の事業であります。

議員お尋ねの人材や事業費の不足との指摘がある中でどのように事業を推進するのかというところでありますが、確かに社協が現在取り組んでいる一部の事業においては、このまま事業規模が膨らんでいけば、現体制下では将来的に事業の継続が非常に困難になると予想されるものもありますので、この点については、行政や関係機関が一緒になって今後検討すべき課題となっております。

その際、社協が取り組んでいる事業の中で、現在の職員体制や事業予算に比して負担となっているものがほかにないか、また、長年継続してきた事業でも昨今の住民ニーズに乏しく縮小や撤退すべき事業はないかなど、全ての社協事業をいま一度見直すべき時期に来ているのではないかと考えております。その上で本町といたしましては、地域ボランティアの活用など関係機関と連携、協働しながら、無理のない社会福祉の推進体制づくりを求めていくものでございます。

次に、平成28年度から実施設計に入る旧公会堂や歴史文化交流館（仮称）の建設費や経費、維持費の軽減策と、また平成33年度から35年度にかけて予定されている役場庁舎の建設には、町民から人口減少によるコンパクト化の提言もある中でどのように考えているかという御質問ですが。

人口減少は消費市場の規模縮小とあわせて深刻な人手不足につながり、地域経済の縮小により住民サービスの低下も生じることになり、地方からの人材流入が続いている大都市においても、地方の人口が減少すれば流入する人口も減少し、衰退することにつながっていきます。このようなことから、国にとっても地方にとっても人口減少問題は避けて通れない重要な課題となっているところです。

旧公会堂につきましては、平成26年度に修復実施設計業務の契約を行い、本年度に繰り越して行っているところです。設計に当たっては現状の景観を可能な限り損なわないようにするとともに、消防と関係機関の条件をクリアする最低限度の修復をするようにしているところであり、改修の時期につきましては平成28年9月以降を予定しています。また、維持管理については直営、委託を含めて今後検討していきたいと考えています。

次に、歴史文化交流館（仮称）でございますが、につきましては、現在、建設検討委員会において検討されていますが、極力、建設費及び維持費を考慮したものにしていかなければならないと思っています。

役場庁舎の建設につきましては、8番議員の質問に対してお答えしたとおり、将来人口を考慮し、庁舎建設委員会や議会の御意見、それに町民の御意見を聞く場を設けるなどして、町の規模に見合った庁舎建設について検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、本町の10年後の人口は約1万4,100人とされている中、それを維持するため今以上の対策が迫られるが、どのように考えているかという御質問ですが。

国立社会保障・人口問題研究所、通称社人研の推計によりますと、議員おっしゃるように2025年（平成37年）には1万4,079人に減少すると予測されています。さらに、現状のまま推移した場合、45年後の2060年には9,821人になると予測されています。人口減少を抑制するためには、合計特殊出生率を向上させ、町外への人口流出を縮小させるとともに転入者を増やすことが求められます。

そこで、町内各関係機関や住民の代表者などによって構成されている、波佐見町まち・ひと・しごと創生推進協議会において、雇用の創出、地方への人の流れをつくる、若い世代の

結婚、出産、子育てなどについて意見を交わし、波佐見町独自の総合戦略策定について協議しているところです。まだ具体策については十分な議論が交わされているとは言えませんが、議員皆様の御意見もいただきながら、よりよい戦略、計画を策定したいと思っています。さらに、この戦略を実施することにより、人口減少を抑制し、元気な町をつくっていきたいと考えているところでございます。

次に、交流人口の拡大は積極的な対策で成果が見え始め、今後も大きな期待が持たれる。さらに大きく展開するための施策についての質問ですが。

まず、JRの長崎ディステーションキャンペーンの前段として実施されたプレキャンペーンの成果と方向性についてどう考えるかという御質問ですが。

まず、お尋ねのJRのディステーションキャンペーンとは、全国のJRグループと地方自治体、地元観光事業者等が共同で実施する全国規模の観光キャンペーンを言い、平成28年、秋、10月から12月で、この期間に長崎県が応募し、ついに決定されたものであり、略してJRDCと呼ばれています。媒体費用は二十数億円、その費用対効果は200億円以上とも言われており、全国の自治体から応募が殺到している状況で、本県単独では初めての取り組みとなるものです。

また、開催前年度にはプレキャンペーンとして、全国の観光業者やエージェントを対象に全国宣伝販売促進会議やエクスカネーションと言われる現地視察会が実施されております。エクスカネーションとは、従来の見学会や説明を受けるタイプの視察とは異なり、訪れた場所で案内人の解説に耳を傾けながら、参加者も意見を交わし、地域の自然や歴史、文化などさまざまな学術的内容で専門家の解説を聞くとともに、参加者も現地での体験や議論を行う、いわば体験型見学会です。

長崎県では先般11月18日から20日に行われ、全国宣伝販売促進会議には全国から570人も観光関係者が集まり、またエクスカネーションには230人が参加しました。県内8コースが設定され、数ある観光地の中から本町もその訪問地として取り込んでいただき、約30名のエージェントをお迎えしたところであります。本町では観光ガイドの親切丁寧な案内により、中尾山路地裏めぐりや西ノ原の散策などで本町の魅力を十分に楽しんでいただき、その後のアンケートではかなりの高評価の声も頂戴しており、今後の観光商品造成への期待も高まったところであります。

本町にはJRの駅もなく直接つながっておりませんが、有田焼をはじめ、川棚駅、三河内

駅とも十数分圏内であり、またJR関係の皆様ともJRウォーキングや他の事業などで深くおつき合いをさせていただいております。これらを生かしながら、JRDCにより大きな増加が見込まれる本県観光客に対して、本町へも足を延ばしてもらうようにさらに努力してまいりたいと思います。

次に、例年、陶器まつりには県内外から多くの来客があり、大変なにぎわいを見せていると。毎年のものであるが、期間中の駐車場等の問題が指摘されている。その対策はどうなっているかという御質問ですが。

本町の大イベントである波佐見陶器まつりには、例年30万人以上の来場者で非常ににぎわっていることは皆様御承知のとおりであります。特に初日にはよいものや好きなものを早く手に入れようと、多くのやきものファンで混雑し、町内の幹線道路は大渋滞を引き起こしており、最大の混雑時には嬉野インター付近まで渋滞していたとの報告も受けております。これは駐車場不足が主な要因であり、この対策として、会場周辺の空き地や公共用地、さらには町営工業団地を臨時駐車場としていますが、増加する車両に対して追いついていないのが現状です。

そのようなことから、関係者と駐車場適地について検討を鋭意行っておりますが、土地の法的制約や事業費との関係、また所有者の意向や進入口の問題など、簡単にクリアできない非常に高い壁が存在しています。また、駐車場不足に加え、各交差点での右折車の増加により、後続直進車や、さらには対向車の進路までがふさがれていることなどを見ますと、イベント期間中という限定ではありますが、右折帯が短いという道路構造に由来する渋滞も要因の一つと考えられます。

これらのことも考慮しながら、今後も駐車場適地の選定や車両の誘導など、陶器まつりへの訪問客が快適に過ごせて楽しんでお帰りいただくように種々検討してまいりたいと思います。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

再質問をさせていただきます。

初めに介護保険料ということで、毎年といたしますか、3年ごとの改定ということでありまして、今、町長がお示しになった数値を見れば、波佐見町はなかなか低いということで、3

年前も2番目の低さということでした。あと介護保険料は大体高齢者の、障害者の方相当が2割の方が利用されると。あとの7割、8割の方はほとんど健康で頑張っているということで、なかなか若い人たちの負担も本当に広がります。

そういうことで、在宅介護ということが近年中心になるということになっておりまして、その在宅介護をすることによって、どういうことが問題にされるか、家庭家庭のそういうことをどういうふうに調査しておられるか。また、どういう問題があったのか、御説明をお願いします。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

今後、介護保険事業が高齢者の増加に伴ってサービスの提供が増加することが見込まれております。今後、今、中心となっています施設での介護、特別養護老人ホームなどの施設を利用した介護のほうから、なかなかそういうふうな増床というのが難しくなってきております。それで、今後はそういう施設のほうから、在宅を活用しながら地域の中で介護者を見ていくという方向性になってきております。

それで、実際に在宅といたしましても、デイサービスとか、そういういろいろな施設を活用しながら自宅で見えていくということになります。本町は一人暮らし及び高齢者の割合というのがほかの地域よりかは若干まだ低うございますけども、だんだんそれも多くなってきていて、なかなか家庭で見れないということも多くなっていくかと思っておりますけども、そういう状況も、今度は地域がいろいろな地域の方々を巻き込みながら、特にボランティアとか、いろいろな方を巻き込みながら在宅で過ごせるようにしていきたいと考えております。

まだ、これも国がそういう方向性を示しており、今後、本町もそれに合うような体制及びいろいろなサービスを提供するための検討を今進めているところで、具体的にこれが在宅の中心だというのはちょっとこう上げられないんですけども、第6期の中では小規模多機能型の居宅介護事業所を今年度開設するようにしております。それはデイサービスがあり、訪問があり、そしてショートステイですね。短期の泊まりもあるような総合的な施設となっております。そのような施設が今後中心となっていくのかなと考えております。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

そういう施設をつければ、結局は介護費用にはね返ってくるということですから、今おっしゃった地域の方々を巻き込んだボランティアということで、最近は有料ボランティアとか、そういうこともあちこちであっているようですから、ただ単なるボランティアといっても、なかなか難しい面があると思っております。例えば、歩いて行ける場所だったらいいんですけど、ちょっと車で出るとか、さまざましたときにそういうことがありますので、やはり今後は地域と、また有料ボランティアの方々ということも念頭に置かれてはと思いますけど、いかがでしょう。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

今年度から始まった事業といいますか、総合事業の中では、住民主体によるというふうな捉え方をしているものがあります。そのボランティアといっても、実際に無償ではございませんで、ある一定の報酬をいただいてという考えです。これは普通に働かれている方の報酬とはちょっと金額的に低うございますけども、特にシルバーボランティアとか、シルバー人材センターとか、そのようなところと提携をしながら、ある一定の報酬、時間幾らか、ちょっとわかりませんが、普通のあれよりかは低い状況で、その介護のサービスに従事をしていただくというようなことで今考えているところでございます。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

やはり在宅となりますと、地域の方が一番御存じですので、そのシルバーボランティアとか有償ボランティアとか、一緒に加味して、今後も施設を少しでも和らげる在宅介護に仕上げていただきたいと思います。

次に行きます。

社会福祉協議会ということで、今、町長もおっしゃいました。もう本当に仕事がいろいろなことになっております。定義としては民間の社会福祉活動を推進する営利を目的としない民間組織ということです。高齢者、障害者、また在宅の生活の支援ということで、小中学校の福祉教育も兼ねておまして、そういう最近はサロンとかの活動も盛んになっているとい

うことが定義になっております。

その中におきまして、地域介護予防活動支援事業の町の委託がありまして、その中に地域の憩いの場ということで、中尾から、三股から、ずっと湯無田、あっておりまして、現在、どれくらいのサロンが活躍といたしますか、あって、何人ぐらのサロンがそこに集っているのか、確認のため質問します。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの藤川議員の御質問でございます。地域介護予防活動支援事業、これはいきいきサロンの運営支援事業でございますけれども、これは所管としましては健康推進課の事業でございますけれども、私のほうから、ちょっとわかる範囲で説明させていただきますと、現在13地区でこのサロンの開設がされております。13地区16カ所。1地区で2カ所のサロンを持っておられるところがありますので、地区としては13カ所ですけれども、サロンの数としては16カ所があります。開催回数については、詳しくちょっとわかりませんが、多いところになりますと年間で40回とか、非常に活動的に開催をされているところがあります。延べ人数は、1カ所1カ所の人数はわかるんですけれども、合計がちょっと出ておりませんので、これはちょっとできません。よろしいでしょうか。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

この地域の憩いの場、いきいきサロンですけど、やはり近所の方と歩いて、そこに出向いてみて、食事をしたり、いろいろなことをしたり、健康づくりをしたり、そういうお年寄りの方が集ってお話をするサロンということで、やはり話をするということは、相手がお喋りの話ですから、相手の理解もしなきゃならない、こっちの言い分も向こうに伝えなきゃならないということで、話をするということが高齢者の方には一番の、当然、手足の運動もでしょうけど、集ってそういうことをするというのが一番の脳の刺激ということで、先般のいろいろな話がありました。例えば、一対一より一対二、一対三、そのほうが意見を言いながら、お互いの顔を見ながら、そういう脳がいかに活性化せんばいかんかということで、非常に、ある程度高齢者の方に対してはいい事業と思っております。

ただ、やっぱりこの事業に対して、男性の割合が非常に少ないとも聞いておりますけど、ちょっとわかる範囲でいいでしょうけど、どれくらいの参加があるかですね。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

ふれあいきいきサロンについては健康推進課の所管でございますので、一部お答えさせていただきます。平成26年度の開催回数は述べて355回、利用者については約4,600名でございます。1回当たりの平均は約14名ぐらいで、多いところはもっと人数的には多いんですけども、平均で14名というところでございます。

今、議員おっしゃるとおり、もともとのサロンの発祥自体というのが、結構、もと婦人会というんですか、そういう方々のつながりとかなんとかというのがありまして、女性がほとんどでございます。男性というのがなかなか少のうございまして、どっちかというところの主体は女性が多いということでございます。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

ぜひこの事業も重要でありますので、今以上に充実をさせていただきたいと思います。

もう1点、地域の社会福祉推進事業の中に、自治体主体ではありますけど、災害時要援護者支援事業ということで、空き家のチェックとか、一人暮らしとか、高齢者マップづくりとかありますけど、今のところ5地区が開催をされておるということなんですけど、これは毎年のことでありまして、やはり自治会中心なんでしょうけど、もっと小さくして、やはり近辺の近所の方々が、どういうふうに近所の方を見るかと。それこそ初めに河野課長がおっしゃった地域の方々の見守りということですから、当然大きな部落は、地区はなされておられません。やはりある程度小ぢんまりしたところですから、可能ではあるんでしょうけど、やはり全体を振り向いてみますと、そういうもっと小さくして、自治会の負担にならないような、連合班主体とか、班主体とか、そういうことも、安否確認とか、一人暮らしがどこにいらっしゃるといのはすぐわかるものですから、ぜひ、もう少し小さく絞って推進をしたらどうかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいま議員がおっしゃいました、これは社協の独自事業ということになりますけれども、地域支え合いマップづくり事業というものを現在一生懸命やっただいております。これはおっしゃるとおり自治会単位というわけではなくて、50世帯から60世帯の小さい集落を一つの単位としまして取り組んでいただいております。東北の震災以降、やっぱり本町でも防災意識が高まったということから、社協が中心になりまして進めてもらっておりますけれども、この50世帯から60世帯を一つのグループと捉えまして、その中に一人暮らしの高齢者とか、障害者など、支援を要する人、いわゆる要支援者と言いますが、そういった方が何人いるのか。また災害が起こった場合にその要支援者を誰が避難誘導するのかと。そういう細かいことまで自分たちで決定していただいて、大きな地図に落とし込んでいくという作業でございます。

また、ほかには救急車が入れない道がどこにあるのかとか、一時避難所をどこにするのかとか、そういった細かい情報をその地図に盛り込んで、グループ内の関係者と情報を共有しながら、有事の際に備えるといったような大変重要な事業を進めてもらっているわけでございます。

例えば、200世帯の自治会があれば、50、60の世帯を一つのグループとして捉えておりますので、四つほどのグループができ上がると。それはもう自治会の役員さんというより、むしろその小さい集落の中で世話役さんといいますか、お世話をしてくださる方を見つけて、そういった方たちに自分たちの情報で要支援者がどこにいるのか、それを誘導するのは誰がいいかとかというのを自分たちで決めてもらうということとなっております。

ただ、これを進めていく場合には、もちろんその社協職員が数回にわたって会議、打ち合わせ等々もありますので、そこで非常に時間がかかるのかという部分もありますし、これが進めばそれで終わりというわけでもございません。2年目以降もやはり情報はどんどん変わっていきますので、更新の作業が必要ということから、現在、8地区で大体マップづくりが完了しておりますけれども、全地区で広げていきたいというふうな意向があるようでございます。全地区になりますと、かなり数も増えていきますので、相当、3名の職員体制では無理が生じてくるということは目に見えておりますけれども、でき上がりましてから、この取り組みがちょっと軌道に乗りますれば、お世話をいただいたそのボランティアの方とか、

そういった方々に引き継いでもらうということで、事務削減にできるのではないかとというふうに考えておりますので、今後ともそういった大きな事業を手がけていく場合も、関係機関、ボランティアの方々を活用しながら、連携協働しながら、無理のない推進体制をつくっていただきたいというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

今、課長がおっしゃった地域の方、ボランティアとか、いろいろな方と本当に無理のない方法でしないと、今後、社協の仕事もいろいろなことがありまして非常に難しくなるということも町長もおっしゃっておりますので、今後もこういう支援が滞らないような体制をつくっていただきたいと思います。

次に行きまして、旧講堂、また歴史文化交流館のことと庁舎建設のことです。

旧講堂は今度予算にも上がっておりますけど、耐震が約2,800万ぐらいありました。前回の補正でも、26年度もありまして、4,800万ぐらいの5,000万近い予算がかかっております。当然ながら古いものですから、それだけかかると言われております。こういう二つの事業が、私はほぼ同時に完成するのではないかと考えておりますけど、そこらあたりはどういう計画でなさるのか、お尋ねいたします。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

旧講堂についてのスケジュールを申し上げたいと思いますが、今、実施設計を26年度に発注し、繰り越しをしまして、1月末に実施設計を完了するように予定をいたしております。新年度、28年度になりましてから工事発注ということですが、講堂を若干使用する関係もございまして、28年の9月以降、実質的には10月以降になるかと思いますが、現場の着手になるかと思っております。その工事の着手をしまして、いろいろな瓦をかえる部分、全部、全面がえじゃないわけですが、防災瓦にかえたり、軽量のもので、そういったこと。それから鉄筋の筋交いを入れるとか、そういったいろいろなことがありますけども、この工期としては20カ月ほどを要するというふうに思っております。そうすると、30年の6月ぐらいまで、5月、6月までかかるのではないかとというふうに思っております。この講堂の最終のスケジ

ュールについてはそういったことで考えております。

歴史文化交流館について、先ほど答弁しましたように、今、建設検討委員会が開催されているところですので、もし、よろしければ教育委員会のほうからお答えいただければと思います。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

歴史文化交流館につきましては、現在、検討委員会を実施をいたしております。そういうことで、建設の計画におきましては補正予算でも御相談を計上させていただいておりますけれども、28年度中の早い段階で実施設計を組み上げ、28、29で工事、そして30年中にオープンという進め方になっております。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

そしたら、30年の6月と30年の年内ということですから、ほぼ同時くらいに仕上がるということですね。予算額もはっきりしていないということでしょうけど、委員会の説明によりますと、2億円から、それ以上かかるんじゃないかというふうな話もされておりました。仮に2億円として、二つで4億円。2億5,000万だったら5億円という数字になるわけでしょうけど、やはり少しでも努力されて、その額も本当に適した額にさせていただかないと、今後の皆さんの理解度もなかなか進まんじやないかと思っております。

それと、庁舎建設もでしょうけど、26年6月の一般質問の同僚議員の中であったのは、大体12億円ぐらいはかかるでしょうということの説明があっております。

私は、一つ提案でしょうけど、平成36年でしたかね。8年から古いやつがしたとおっしゃいました。それで、平成4年にこの議場ができたということですから、平成4年の耐震化はある程度できているということを前提に置きまして、ぜひこういうところも生かされた計画にならないのか。今いろいろなことの、そのリフォーム関係も、頑丈なすばらしい設計ができておりますので、そういうことで、つくるもんはつくる。しかし、経費はある程度絞込んで、いいものを、または町民の理解のあるものを、旧講堂、歴史文化会館、また庁舎にも必要でないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

今の庁舎建設の話も出ましたので、今、議員おっしゃるように、この場所につきましては、平成4年につくられた分については耐震には耐え得るということで、耐え得るといいますか、地震には耐え得るといふような設計になっております。この活用も含めまして、せっかくの、まだまだ二十数年の建物でございますので、今後その検討委員会の中で検討していくことになると思いますけども、有効な活用ができるように、また経費の面についても、できるだけコンパクトになるような形に検討していくように進めていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

議員がおっしゃるように、（仮称）文化資料交流館、そして旧公会堂の改修、そして庁舎。全く補助制度がないものもあります。しかし、補助制度のあるものについては、フルに補助制度を活用していくというような基本的な考えと、ある面では若干、10年後ぐらいさというようにそういうこともありますけども、やはり経済も財政もいろいろな形で行政の行き方も国の政策も変わってきます。だから、ある面ではそういう将来の見通しは、そういう計画をであるけれども、若干の延長といいますかね、そういうふうなこともあったり、ずらしたりというようなことも柔軟に対応していかなければいけないんじゃないかなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

今、課長、または町長が、ある程度絞りながら、また住民の声も聞くということでお答えになったと思っております。ぜひ、町民に愛される施設にならないと、つくってから余りよろしくないお話が来たら、やはり今後使うときに非常に問題点がありますので、ぜひ、そういう検討委員会を通じてしていただきたいと思います。

次に行きます。

人口減少ということで、これは例えば波佐見町でどういうふうにとしてもなかなか難しい問題で、日本でも困っているということですから、やはり県でも100万人を維持すると、2040年までということの目標でやっておりますけど。やはり私もちょっと数字的にいろいろしてみましたけど、27年をさかのぼって22年まで計算しますと、大体63人の方が減っているわけですよ。しかし、ここ25年、26年、27年、27年はまだですね。24、25、26に関しては、3年の平均は47人と、若干減るのが落ちていると、鈍化しているということで計算をしますと、5年平均のしたときに、平成37年には1万4,265人ということの数字になります。3年平均、47人の場合には1万4,465人ということになります。これは当然人口推移ですから。しかし、ウィキペディアあたりを見ても、大体それに近いような数字が来ています。

やはり、そういう人口減少は絶対あるということに関しまして、そういうその対策もなかなか難しいと思いますけど、やはり出生率が、一人の方に二人、2を超えない限り、今の対策が成功しても人口はずっと減り続けるということになるわけです。ですので、やはり町々で特徴をつくってですね。それも例えば何でもただのほうか、例えば若い家庭の方、子供を持っている方は、医療もただ、何もただが一番いいんでしょうけど、しかし、そういうことにはできませんので、特色を出して、いかに魅力のあるまちにするかということで。1点だけ、あるところは、カナダのオリバー市というところと姉妹提携をして、英語教育に、今、学校でも盛んに英語と言っておりますので、英語教育の推進をして、若い夫婦の方々に非常にいい評判があると。しかし、そこも人口は減少していますけど、移住もなってきたということで、やはり無料無料でなくて、いろんな面で特徴のあるまちづくりを今後していかなければ、当然ながら無理な計画は立てられないということです。

そういう数字は、やはり非常に将来的なことで厳しいことを言いますが、しかし、これは絶対避けては通れないことでありまして、前段に戻りますけど、そういう庁舎も交流館あたりも、ぜひ幾らかでも削減していただいて、こういう若手の、今後住もうという方々の力添えの支援にということが私はいいかんと思っています。やはりそういう、今後どういことを、人口の増加というのは本当に絵に描いた餅ですので、いかに維持をするかということはどういう考えをお持ちか、お尋ねをいたします。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

この人口減少問題にはわかにかに今出てきておりますが、ずっと前からわかっていたことなんですよ、人口減少になっていくというのは。増田レポートが昨年出されて、それからわかにかに国が取り上げてあつてきておりますけれども、我々としましては、もう平成24年ぐらいですかね、定住対策もしておりますし、若い人たちが子育てしやすいような保育料の軽減もやつてきておりますけれども、そういう形で何とかして減少率を縮小するといいますか、できるだけですけど。これは今の人口を維持していくのが不可能なんですよ。だから、その減っていくとをできるだけ抑えるような形で、予算の範囲内で、財政の許す範囲内でそういう施策を打つてまいりたい。それもいろいろな地方創生会議のメンバーの皆さんたちの意見も聞きながら、町民の皆さんたちの声を聞きながらやつていきたいというふうに思つております。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

本年度が地方創生戦略、また人口ビジョンの政策をまとめるという年になっておりますので、ぜひともそういう提言をしていただきたいと思つています。

時間になりましたけど、最後にJR長崎ディステーションのことで、ちょっと言葉が非常に難しくかむような言葉でしょうけど、今後こういう事業がどういふふうに展開して活性化につながるかをちょっと質問いたします。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

町長の答弁の中で1点だけ訂正させていただきますと、エクスカーネーションと申しましたけど、エクスカーションの間違いでございますので、決して花ではございませんので。

これまでJRの関係者の皆様と、答弁しましたように親しくおつき合いをさせていただいております。本当に200億円以上の経済効果が見込まれておりますので、こういった近隣にお越しになつたお客様をぜひ波佐見町に呼び込むためのシステムづくり、そういったものを関係機関、あるいは業界と十分に密接に連絡をとりながら、ぜひ波佐見町にお越しただけるような体制づくり、システムづくり、あるいはそういった商品造成についてさらに研究してまいりたいというふうに思つています。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

最後になりました。駐車場問題で、町長もさっき近々の問題とおっしゃいましたんで、どういうその駐車場整備が整うか。私は、甲辰園のグラウンドは、グラウンドでしょうけど、駐車場になっております。東小学校の校庭はちょっと整備が進みまして、今、駐車場になっていない状態でしょうけど、ぜひ初日とか、3日とか、込むときにはそこを開放できないかということで、どうでしょうか、教育長、お願いします。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

非常に難しい問題ですが、過去のことはもうぶり返しませんけど、過去はあそこを使っていたんですね。近接地区であるということ。しかし、小雨のときとか、あるいはぬかるんだときとか、ひどいときには、ぬかるんでいる上にシートを敷いて、その上で駐車させた経緯があって、大変なあれだった。その後の教育活動にも支障を来すということもございまして、やはり子供たちが活動する場を停滞させてはいけないという基本的な考え方を私は持っております。天気のと看はどうかという御質問なんですけれども、ここはできるだけ、かなうことなら他地を、他の土地を選んでいただいて、東小学校の教育活動の場は使用しないようにしてほしいという考えを持っております。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

町長部局と教育長の部局と十分お話し合いをされて、ぜひいい天気には利用されるように。これで私の質問は終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、6番 藤川議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後3時14分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、1番 百武辰美議員。

○1番（百武辰美君）

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は公共施設等総合管理計画についてであります。

現在、国は地方版総合戦略と並んで地方公共団体へ公共施設等総合管理計画の策定を求めています。その公共施設等総合管理計画の策定について、次の3点をお伺いをいたします。

まず、1点目、公共施設等総合管理計画とはどのような内容のものかをお尋ねいたします。

2点目は、策定に当たってのタイムスケジュールをお伺いいたします。

3点目、現在計画のある公共施設などの建設計画との整合性はどうかをお尋ねいたします。

続きまして、大きな2点目でございますが、建設工事の入札制度についてであります。

町発注の工事は波佐見町建設工事に関する入札事務処理要綱などに基づいて実施されています。入札結果を見ますと、かなりの件数が最低制限価格、あるいはそれとほとんど変わらない価格で落札され、適正に実施されていると思われま。

予定価格及び最低価格のランダム化については、平成25年度に試行実施された経緯がありますが、ランダム化の導入はどのように考えてられるのか、お尋ねいたします。また、ランダム化導入のメリット、デメリットはどんなことが考えられるのか、あわせて質問いたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

1番 百武議員の御質問にお答えいたします。

まず、公共施設総合管理計画について。現在、国は地方版総合戦略と並んで地方公共団体へ公共施設等総合管理計画の策定を求めています。その公共施設等総合管理計画の策定について、3点を問うということで、（1）公共施設等総合管理計画とはどういう内容のものか。

策定に当たってのタイムスケジュールは、現在計画のある公共施設等の建設計画との整合性はどうかという御質問ですが。

今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることから、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現することが必要であり、国においては平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画が策定され、この動きとあわせて平成26年4月、公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう総務大臣から通知があったものです。

本町においては今後公会計制度の見直しが行われるため、町が所有する土地、建物、道路等の資産について台帳を整備しているところでありますので、来年度において計画を策定したいと考えています。計画策定に当たり、新たな公共施設の計画については、現存する施設との関係性を十分にとりながら進めてまいりたいと考えているところです。

次に、建設工事の入札制度について。町発注工事の予定価格及び最低制限価格のランダム化については平成25年度に試行実施された経緯があるが、ランダム化の導入はどのように考えているのか。また、ランダム化導入のメリット、デメリットはどんなことが考えられるかという御質問ですが。

平成27年度の入札状況を見ますと、11月までに執行成立した入札50件のうち、予定価格の91%以下で落札されたものが18件、36%で、95%以下で落札されたものが40件、80%となっています。ランダム化については平成25年度から27年度を試行期間として設定しており、今年度は今後執行する工事について試行実施する予定です。

ランダム化については、対象となる工事、予定価格及び最低制限価格について使用するランダム係数の変動範囲について検討し、平成28年度から実施したいと考えています。

ランダム化のメリット、デメリットについてですが、入札執行者としましては準備や入札自体に時間を要することがデメリットではないかと考えます。また、今年度執行した入札において、同額で入札されたためくじ引きにより決定したものが12件ありましたが、ランダム化することにより、くじ引きとなる可能性はかなり低くなるのがメリットと思われます。入札価格についても、変動率を予測し、入札者自らの判断により決定することになりますので、いろいろな考え方もあるかと思いますが、公平性や保たれるのではないかと考えられます。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

それでは、関連の質問をさせていただきます。

まず、1点目の公共施設等総合管理計画ということでございますが、非常に真新しい言葉でございますが、地方版の総合戦略と並んで求めているということですので、非常に重要な計画かなというところで思っております。

私も大分調べてみて、ある面では、地方の財政を考えたときには、地方版総合戦略よりもむしろ重要な計画の一つかなというふうに思っておりますが、公共施設を全て点検するというので、点検というか、点検をして、恐らくは将来の維持費とかということなんでしょうが。この公共施設等というところに含まれる施設は全てとおっしゃいましたが、建物とか道路とかインフラとか、全て入るんでございましょうか。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

先ほどの答弁でもいたしましたように、公の施設とは当然のことながら道路、それから農道、河川、ため池、そういったものが全て含まれるということでございます。町が管理するもの全てということでございます。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

具体的に入っていきますが、その施設を1件1件点検をして、維持費、管理費を含めて総合的にまとめて、今後この管理をどうするのかという考えでよろしいんですか。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

先ほど町長の答弁にありましたように、この施設の台帳を全て、昨年度から今年度にかけて、整備されていない部分もありましたので、それを今整備をしているところでございます。それに基づきまして、この計画をどういった順番でどうやっていくのか、その辺の計画を来年度つくっていきたいということでございます。その全ての点検等をやっていると、かな

りの、またお金も期間も必要になってくると思いますが、基本的には古いものから新しいものへと、まずは年代別の整理をしていくことになるかと思いますが。そういったことから、これを来年度やりたいというふうなことでございます。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

この管理計画は、国による審査とか、あるいは認定、あるいは届け出という義務はございますか。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

これにつきましては、義務的なものは特にあっておりませんが、これは、そういった指針の策定ということでありまして、これがいわゆる国の技術的な助言といいますかね、そういったことであっておりますけれども、必ずいつまでにそれを策定をし、報告をしなければならないということまではあっておりません。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

公共施設と申しますといろいろありますが、資料によりますと、ごみ処理とかの施設もそうなんです、ここでは一部事務組合に移管をしておりますが、この一部事務組合あたりでも策定する必要があるんですか。

○議長（川田保則君）

財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（福田博治君）

まず、この公共施設等総合管理計画の策定でございますが、先ほど課長が言ったとおり国からの要請でございます。ただ、この基金については、28年度までに可能であればつくりなさいということがございます。次に、それは特別交付税で策定指標を見るということもありますので、28年度までにつくらんばだろうということで答弁したところでございます。

お尋ねの一部事務組合についても地方公共団体でございますので、直接まだ聞いておりま

せんが、作成をすることになるのではないかというふうに理解しております。

以上です。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

総務省の策定に当たっての考え方とか指針についてを見ますと、要は公共事業、公共施設の見直しをして、今後かかる経費を出します。それで、それをできるだけ抑えるというのと、先ほど町長からありました、できるだけ平準化をするという目的がございますから、非常に今後地方にとっては重要な施策の一つだと思うんですが。

その中で新しい考え方最近あります。例えば、民間も利用してというところで、その中にPPP/PFIの活用についてということがありますが、非常になじみの薄い言葉なんで、このPPP、あるいはPFIの活用についてのPPP/PFIは何を意味するのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（川田保則君）

財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（福田博治君）

PPP/PFIのお尋ねでございますが、ちょっと横文字ですので、全て英語を言うことは、ちょっとここで覚えておりませんが、要は民間の資金を活用して施設整備を整備し、そこで運用を行うということでございます。ちょっと話はそれるかもしれませんが、県内では長崎市の図書館がこのPFIで整備されておりまして、要は公共団体で資金調達がなかなか厳しい状況でございますので、民間さんの資金を借りて、民間が整備して、それを公共団体が使うという方法の一つということになっております。

以上です。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

PFIですね。我々も去年、ことしでしたっけ、委員会で視察に行ったときに、大森町やったですかね、防災情報のデジタル化で、各課に放送施設を引くというところで導入されていたのを思い出しました。

要は建設資金、建設から設計、維持管理、そこでは資金調達を民間にお任せをします。そうすると、その一時的な建設のコストは下がりますが、それを長年かけてリース料とか、そういう形で企業にお支払いをするという方式内容でございまして、資金の平準化には非常に有効な方法ですので、そういうことも視野に入れながらこの総合計画をつくるという指針のようでございますので、我が町に当てはまる事例があるのかどうかは別として、そういう考え方もしなさいというふうな策定の要領あたりも示されているようでございますが。

もう一点、その中に市町村域を越えた広域的な検討等についてというところも、総務省は検討をしなさいということであっているようでございますが、現在は一部事務組合でごみ処理をやったりは効率的な運営をしておりますが、現段階でそのほかに考えられる広域的なことというのが、実現可能、不可能は別としてどういうことが考えられるのかをお尋ねをいたします。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

先ほど答弁しましたように、一部事務組合のほうでの検討というのはしなくてはいけないというふうに思っておりますけども、総合戦略の中では広域連携というのがあるんですが、その施設等での他の区域との一部事務組合以外のものでの検討するという材料はないのではないかなというふうに私は思っております。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

最もその望ましいという表現ですから、総務省のほうもですね、参考程度だろうということでございますが。実はこの見直しという作業は波佐見町のほうも考えられて、もう既に本当に考えられておまして、実は第6次の行財政改革大綱の中にも非常にその要綱はうたっております。

その中の持続可能な財政基盤の確立というところの中で、5番目、公共施設の維持管理のところと、それから地方公営企業等の経営理念の健全化の中で、施設の長寿命化を図るとかいう、もう既にうたってあるので、これを少し拡大して全項に広げたという格好でございますから、非常にこの計画は今後この町にとっては有効だと思いますが。

問題は、問題というか、お聞きしたいのは、3番目の現在ある計画についての整合性なんですけど、実はこれをやっていきますと、ほかの市町村の仕上がったところの例も見てみますと、要は今ある面積、公共施設の総量を縮小するとか、維持管理費を縮減するという考え方が大半を占めている。その中には新規の建物はなるべく建てないと。建てるならばほかの施設と複合化をして建てますというふうな基本的な考え方がほとんどのございですが。

そういう考えでいきますと、現在ある計画はもう仕方ないのございしょうが、例えば庁舎建設とか、さっき、財政企画課長の答弁によりますと、来年8月ぐらいから町民に向けての説明会をして御理解をいただきたいということなんですけど、ところが、この基本的な総合計画ができる前にこれをやっちゃいますと、何かこう本末転倒というか、町民が何か理解しにくいような状況に陥るんじゃないかなという懸念がございまして、まず、この総合管理計画を策定をします。その後、それに基づいて庁舎の建設計画はこうこうですよというふうなやり方でやらないと、ちょっと先ほどの説明だと逆のような気がするのですが、そのような考えについてはいかがですか。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

先ほど言われた、例えば波佐見町の規模程度で言いますと、統廃合できるような施設というのはなかなかないと、余りないのではないかとこのように思っております。市レベルになれば、近隣に似たような施設があつて、それを統廃合できるとかというようなこともあるかと思ひますが、なかなかそういった分が波佐見町に当てはまるのかどうかというのもあるかと思ひます。

それと、庁舎に関しましては、こういった、今、議論を進めていると、話をしていますということのお話でございまして、建設を必ずしますとか、こういった施設をつくりますとか、そういったものとはまたちょっと違うというふうに思っております。ただ、いわゆる建設の基金といいますのは、いざつくるとなった場合には、その基金がないと、いざつくるとなった場合に財政の面で不足を生じるようなことにならないように積み立てているというような状況であると私は思っておりますけども。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

答弁、よくわかんないんですが、建設するかどうかってわからないとおっしゃいましたよね。でも、建設を前提にして地区説明会をするんじゃないですか。ちょっと意味がよくわかんないんですが、その辺、詳しくお願いいたします。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

来年、町政懇談会をするような計画をしておるわけですね。その中で庁舎の建設について説明をして、住民の皆様に意見を、どういう意見か、それを聞く。その意見を、今度は検討委員会がありますから、その中に対してそれを検討してもらおうというような運びで考えております。

ですから、建設というのは10年先なのか、15年先なのか、はっきりそこまで言えませんが、建設するという自体はやります。建設するというのでそれは説明します。建設はしないかと、そういう議論ではありません。説明ではありません。建設はするというので、その検討委員会を、内部も外部も、こういう委員を、今、設けてやっているわけです。来年の町政懇談会のときに、こういうことで進んでおりますよと、庁舎建設についての御意見等ございませんかということで、そのときに意見を求めるというようなことで考えております。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

済みません、ちょっと内容とそれるかもしれませんが、今のを引き続けて、相互に関係すると思いますので。我々の認識では、我々って、ほかの人は違うかもしれませんが、その建設を前提にして、やっぱり基金も積み立て、その検討委員会も立ち上げているって、僕は判断しております。だから、あとはその建設スケジュールはどうかというところの話だろうとは僕は理解しているんですよ。でも、今の話だと、その意見を聞いて反映しますということは、まだ、その行政側の意図がちょっと見えないというか、はっきりしていないところがあるんじゃないかなというところがちょっと疑心暗鬼になって仕方ないんですが。例えば、何年度をめどに建設をしようと思います。それについて御意見を伺うというやり方なら町民は理解できると思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。表現の仕方なんですよ

か。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

やっぱり庁舎建設については、当然老朽化もありますし、耐震化、狭隘化もあります。また、いろいろなOA機器のシステム、そういうことをより有効な効率的な形にやっていく。そして安心安全のための拠点であると、そういうことはもう皆さん共通の認識をいただいている。ただ、やっぱりそういう中で庁舎建設をやりますよ、やりたいですよというような形の中で来ているわけですね。

だから、いつまでに、どんな規模で、それをどこに建設するかというとはまだ未定、全く未定だと。しかし、それを、やはりこういう形で今進んでいますから、検討委員会ではいろんな各種資料を現在の現状、うちの今の状況を十分わかっていただく。経過をですね。そして耐震化がこうだ、何だということを詳しく説明をしながら、そして、その資料をもとに検討委員会が話を進めていけます。

やっぱりそういう中でも、まだ検討委員会も、2回目が今度12月ですけど、3回、4回、何回か続くだろうと。そして、また、そういう中で住民の皆さんたちの率直な意見あたりを聞いてみて、そこでお答えする、やりながら、これはいい意見だなと、そういうとは検討委員会でも、ぜひ、これ、ちょっと検討していただきたいというような形の中です。

だから、ある面では我々もいろんなことをするには平準化ということは常に考えているわけですね。だから、やっぱり前後することがあったり、二、三年前は、10年ぐらいを目安、あくまでも目安ということで。だから、非常に情勢の変化によってはそういう完成の時期というとは前後するんじゃないかなということです。

だから、つくるということは間違いない。それを前提として事を進めていくということで、できるだけ住民の皆さんたちの御意見を聞きながら、できるだけ多くの理解を得られるような形の中で事を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

じゃあ、我々のちょっと理解不足というところもあったかもしれませんが、具体的にタイ

ムスケジュールを、例えば基本計画をいつぐらいまでに策定してという、その目標みたいなのは、今、具体的にはお持ちでないということで理解してよかですか。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

内部的にはこのくらいがいいんじゃないかなとは思っておりますけれども、これをまだ今の段階で検討委員会に出すと、それが既成事実のような形になります。だから、私は内部検討委員会でも、今の建設検討、一言も言わないということ。というのは、そのことが前提となるような形になってくると、町長の意向はこうだと言われると、本当のいろんなゼロベースで話ができないんじゃないかなということで。ただ、このくらいはせんばよねとか、そして、やはり基本方針なり基本計画なりというのを順次時期を追って策定はできるというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

大分その辺はすっきりをいたしました。ありがとうございました。

まだ今からの計画ですから、1年かけてこれが間に合うか、間に合わないかはまた別として、間違いなく地方版の総合戦略と並んで、今後の有効な計画ですから、非常に時間をかけて密にやっていただきたいなと思います。

そうすると、やっぱりそこにありますように、現在のある延べ面積とか施設を圧縮するのはやむを得ないだろうと僕は思うんですね、書いてあるとおり。ある、ここはどこですかね。熊本県の大津町の、ここはもう既にできておりますが、大津町って熊本市の18キロ東だそうですが、3万人ほどの町でもうできております。ここを見ますと、基本に関する基本方針の中にいろいろあるんですが、やっぱりその施設総量、床面積を縮減するというのはもう避けて通れないのかなというふうな考えがあります。それで長寿命化できますと、50年使うところを80年使うとかいう方針もありますので、そうすると、当然、縮小せざるを得んし、統廃合も、ある施設はもう使わんとくころはなくしたり、また施設も有効に集めたりという作業も恐らく必要になるかと思えますんで、ここは十分になさって、我々も御協力できるところで協力していきたいと思えますんで、ぜひいい計画になるように期待をしております。

それでは2点目に行きます。

ランダム化の問題、質問でございましたが、もう既に28年度から実施をするということで明言いただきましたので、再質問する必要はないんですが、ありがとうございました。

現状を申し上げますと、かなりランダム化、最低制限価格のところでは業界あたりにも実は戸惑っているところが現状ございました。現在のやり方でいきますと、最低制限価格、答えは一つですので、何百円まで合わんばいかんわけですよ。となると、先ほども何件ということがございましたが、ある物件でいきますと、9社のうち5社とか6社、くじで決めるんですよ。これが果たして今の世の中で合理的な、合理的というか、何て表現すればいいんでしょうかね。合理的なやり方かというあれも業界からもございましたし。

もう一つは、何で100円まで何千万の仕事が合うかといえば、現在は歩掛かりも全て公表です。単価も公表ですから、その計算式に載せていけば、誰がやっても同じ答えになります。特にコンピューターですから簡単にできますが。ただ問題なのは、微妙なところで、歩掛かりの取り扱いとか単価の扱いで、担当者でちょっと間違いじゃないんですけど、解釈の違いで1,000円違ったり、1万円違ったりというところがですね。それは人間がやることですから仕方ないことなんです。

だから、ここのカバーをランダム化かければ相殺できる範囲なんで、できるだけかけてくださいという願いは業界はしておったようでございますんで、これは28年度から実施するということでございましたので、そういうふうにお伝えをしますし。これで見えますと、小さなことで業界側も何回も役所のほうに相談に行くとか、質問に行くとかということも、ここ1年は見ましても四、五回あっているようございましたので、これがなくなれば円滑な行政ができるのかなと思って、ここは本当にありがとうございました。

時間を残しましたが、以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川田保則君）

以上で、1番 百武辰美議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立を願います。お疲れでございました。

午後4時1分 散会